

衆議院

商工委員会環境委員会連合審査会議録 第二号

平成十一年五月十八日(火曜日)

午前九時二分開議

出席委員

商工委員会

委員長 古賀 正浩君

理事 伊藤 達也君 理事 小此木八郎君

理事 小野 晋也君 理事 岸田 文雄君

理事 大島 章宏君 理事 松本 龍君

理事 大田 善徳君 理事 西川太一郎君

理事 岡部 英男君 理事 奥谷 通君

理事 木村 隆秀君 理事 河本 三郎君

理事 新藤 義孝君 理事 竹本 直一君

理事 武部 勤君 理事 中尾 栄一君

理事 牧野 隆守君 理事 村田敬次郎君

理事 山口 泰明君 理事 山本 幸三君

理事 奥田 建君 理事 島津 尚純君

理事 梅床 伸二君 理事 中山 義浩君

理事 渡辺 周君 理事 大野由利子君

理事 中野 清君 理事 青山 丘君

理事 金子 満広君 理事 吉井 英勝君

理事 前島 秀行君

環境委員会

委員長 北橋 健治君

理事 鈴木 恒夫君 理事 福永 信彦君

理事 米田 建三君 理事 小林 守君

理事 佐藤謙一郎君 理事 田端 正広君

理事 武山百合子君

理事 岩下 栄一君 理事 尾身 幸次君

理事 大野 松茂君 理事 桜井 郁三君

理事 村上誠一郎君 理事 山本 公一君

理事 近藤 昭一君 理事 西 博義君

理事 丸谷 佳織君 理事 藤木 洋子君

理事 中川 智子君 理事 武村 正義君

出席國務大臣

通商産業大臣 与謝野 馨君

出席政府委員

國務大臣 真鍋 賢二君

環境庁企画調整局長 岡田 康彦君

通商産業省環境立地局長 太田信一郎君

通商産業省基礎産業局長 河野 博文君

委員外の出席者

議員 小林 守君

議員 佐藤謙一郎君

議員 農林水産大臣官房審議官 大森 昭彦君

議員 商工委員会専門員 野田浩一郎君

議員 環境委員会専門員 鳥越 善弘君

本日の会議に付した案件

特定化学物質の野環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案(内閣提出第八八号)

特定化学物質の排出量等の公開等に関する法律案(佐藤謙一郎君外四名提出、衆法第一六号)

○古賀委員長 これより商工委員会環境委員会連合審査会を開会いたします。

内閣提出、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案並びに佐藤謙一郎君外四名提出、特定化学物質の排出量等の公開等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。奥田建君。

○奥田(建)委員 民主党の奥田建でございます。ただいま議題になりました、政府提出の閣法で

あります特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案、並びに、対策として出ております民主党提出の特定化学物質の排出量等の公開等に関する法律案について質問をさせていただきます。

まず、政府案の方も、OECD勧告あるいは先進国等の動向に準ずるという形で、一つの、パイロット事業など準備期間を通して、今国会に法案が提出されましたことを評価したいと思う次第でございます。

私も、PRTRという名前は年が明けるまでは余り耳にすることなく、どちらかというと認識不足の男でございましたけれども、この法案の提出とともに大変勉強をさせていただいたなというのが実感でございます。

今の法案自体も、特定化学物質を製造するあるいは取り扱うという事業者に対しての排出あるいは廃棄物移動といった報告義務を求める法であるというところはだれもが理解できる部分かと思えますけれども、まだ確定していない政令部分が大変多い。そして、その政令部分に大変重要な要素が含まれているといったところで、政令の実施の状況あるいはその後の利用、活用といった部分で、まだまだ未知の部分が多い。あるいはこの法が施行されることによってどのような実効性を持つのかという部分でとらえ切れない部分があるのかなと思っております。

今回の法案の中で、対策としても出ておりますけれども、一番論点が多い部分は、目的の部分、あるいは審議会の部分で化学品審議会あるいは中央審議会といった中で議論。

目的が、事業者による自主的な管理の改善を促進する、なおかつ環境の保全上の支障の未然防止を図るという政府案に対して、民主党案では、環

境への排出量の把握及び公表に関する措置を講ずることにより排出量の削減を図るとしております。また、化学品審議会の方では、特定化学物質の安全管理指針の延長と考えていると私には受け取れます。環境庁の方の中央審議会の方では、環境負荷を考慮するための環境情報公開法としてとらえているように思われます。

そういったずれといたしますが、溝というものはつきりと埋め尽くされないまま法案が提出されているような感触を受ける次第でございます。

まず、環境庁長官にお尋ねしたいと思います。民主党案の方では、情報公開というものを最重要視しておることになりますけれども、改革あるいは改善といった道をたどるときに、ほかの分野、政治資金の分野、あるいは行政の情報公開、あるいは昨年ありました金融問題といった中でも、情報公開というものが、改革、改善に対して、余りお金や規制といったものでない中で改善を図る力となり、また早道であると私は考えますけれども、環境庁長官は情報公開というものについてどのような御認識をお持ちでしょうか。

○真鍋國務大臣 一九九六年にOECDからの勧告を受けてまして、ようやくして我が国でもPRTRの法案化が現実視されてまいりましたわけでありまして。ここで、この法案の問題点は、先進国等々の法の運用なんかを取り入れて、できるだけ完全なものにしたいかなやらないかと思つて、通産省初め関係省庁と連絡を密にしながら、今日この法案提出に至ったわけでありまして。

そこで、考えられますことは、やはり先生が御指摘のように情報公開を徹底してやつていかなきゃならない、そしてそのことによってリスク管理を十分になしていくということが大きな目的だ、こう思つておるわけでありまして。それがためにいろいろな対策を講じていかなきゃならないわ

けでありますけれども、今、試行錯誤しながら今日に至ったということでもございまして、これが今、関係省庁から考へる最善のものである、こう考へておりますけれども、なお多くの先生方の御意見をいただきながらこの法案を完全なものにしていかなきゃならない、こう考へておる次第であります。

そこで、これは言うに及びませんけれども、本法では、排出量、移動量の集計情報の公表とか、個別事業所データの請求開示とか、データベースの整備と提供、事業者による化学物質の管理状況に関する国民の理解の増進、国、地方公共団体による化学物質の排出の状況等に関する国民理解の増進を規定して、情報が十分活用されるよう配慮したものと考へておるわけであります。

○奥田(建)委員 情報公開の方も、政府案にしましても全くないわけではございませんし、最初の提出のころから見ればかなりの柔軟性を持つて対応しておるというところはわかるかと思ひますけれども、社会といひますか、民主主義自体も、公開できる情報あるいは資料といったものがより多いということがパロメーターと申しますか、オープンにできる、透明にできるといった分野の大きい社会がやはり成熟した社会と考へられるかと思ひます。ぜひとも、より公開できる部分、あるいは隠すべき部分というものが少ない、そういった法の運用ができればと願う次第でございします。

続きまして、通産大臣の方にお尋ねしたいと思ひます。

政府案では、P R T R制度の方については、所管自身が環境庁として通産省の共同運用ということになっております。できるだけシンプルな法律である方が、あるいは運用である方が法にかかわる人たちがわかりやすいという基本的なこともありますけれども、なぜ一本化できないまま共同運用という形になっているのか。また、こういった法の運営上、二人の統括大臣がいるといひますか、関係大臣がいるといひますか問題が考へられないのか。あるいは、ちよつと私の勉強不足もござい

ますけれども、既存の法律の中で、複数の大臣あるいは省庁が運営する法律というものがあつたら御提示していただければと思ひます。

○与謝野国務大臣 まず、現在政府が扱つてゐる問題、たくさん見てみますと、そういう問題の中には、一つの省の範囲の中におさまらない問題が数多く出てきておるといふことは先生よく御存じのことだと思ひます。

化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止するためには、多種の対象化学物質の多様な製造使用実態に合わせて、創意工夫しながら化学物質の管理を行うということが求められているわけだと思ひます。本法案におけるP R T R制度も、環境保全及び化学物質の管理の観点から、それぞれ環境庁及び通産省が制度全体について責任を持ち、また、その他の各省庁も法律で規定されている役割ごとに責任を果たしながら、P R T R制度に政府全体で取り組むこととしております。

なお、ほかの法律においても、例えばオゾン層の保護法、これは特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律という長い名前ですが、オゾン層保護法で、環境庁及び通産省が、おのの地球環境保全及び化学物質の管理の観点から共同で施行をしております。

また、リサイクル法、これは正式の名前は再生資源の利用の促進に関する法律、この法律では、環境庁、通産省、建設省、農林水産省、厚生省、運輸省といった省庁が、共同で施行を行つております。

○奥田(建)委員 民主党の対案の方では環境庁長官を所管大臣とすると述べられておりますけれども、民主党の方の法案提出に關して、所管といったことについて述べるものがあれば教えていただきたいと思ひます。

○小林(守)議員 お答えいたします。

民主党案では環境庁を所管官庁とするということになっておりますけれども、なぜそのような趣旨かというように考へて思ひます。

汚染物質の移動・排出量を公開することによつて、住民と事業者などがリスクコミュニケーションを行つて、環境汚染物質の削減が行われることになるということが制度の趣旨であります。したがひまして、環境汚染物質についての把握は環境汚染物質の削減という観点からなされるべきものであり、このような権限は環境を所管する省庁に行わせることが制度の趣旨に適當である、このように民主党は考へました。

また、アメリカやヨーロッパの制度を見ましても、P R T Rの所管は環境省あるいは環境問題を担当する省庁が一括して担当してございまして、政府案のように共管という形については縦割り行政の弊害をもたらすのではないかと、我々はこのように考へました。このような例は、諸外国では見た例がございしません。

したがひまして、民主党といたしましては、制度の趣旨及び諸外国の例から考へて所管官庁を環境庁としたところであり、これが世界の常識である、このように考へております。

○奥田(建)委員 政府全体として取り組むということにもちろん異論はございせんけれども、中省庁再編の方でも環境省といったものが提示されておる次第でございします。ぜひとも、これから大きな仕事を担うであろう環境行政の一本立ちと申しますか、こういった責任をまた新たにしたい、ただきたいと願う次第でございします。

次に、P R T Rの制度の対象となります対象物質の選定、そして審議会といったものの役割についてお聞かせいただきたいと思ひます。

通産大臣にお尋ねしたいのですが、対象物質の選定の際、あらかじめ関係審議会の意見を聞くこと、政府案には書かれております。前日の質疑の中で、関係審議会とはどういった審議会をいうのかという中で、中央環境審議会、そして化学品審議会、生活環境審議会、環境衛生審議会ですか、環境庁、通産省そして厚生省の所管の審議会での意見を聞くという答弁がございしましたけれども、こういった答弁とともに、審議会の意見を取りま

めるに当たりましてパブリックコメントを求めるという環境庁長官の御答弁もございしました。

通産大臣の方も同じように、一般の方からも、そういった審議会を開催といひますか対象物質選定の際には、こういったパブリックコメントを求めるということについては異論がないかどうか、お聞かせください。

○与謝野国務大臣 対象物質を定める際に、幅広く国民の御意見を伺うことは極めて重要であると私も認識をしております。

対象物質を定める政令の立案に際しては、あらかじめ審議会にお諮りすることが法の第十八条に規定をされております。また、本年三月二十三日に閣議決定をされましたパブリックコメント手続に従つて、広く国民、NGO、産業界、学識経験者等の意見を聞くこととしております。

○奥田(建)委員 同じくパブリックコメントにつきては、環境庁長官にお尋ねしたいと思ひます。

こういった場で求められました国民意見といったものは、そういった物質選定の際にどの程度反映されるということになるのか。はつきりとしたお答えはできないかもしれせんけれども、参考意見程度という考え方になるのか、また、意見によりましては大変重要な判定要素といひますか、選定要素として取り上げ得る可能性はあるかということについて、お答えいただきたいと思ひます。

○眞鍋国務大臣 ただいま通産大臣からも御発言がございましたように、三月二十三日に、規制の設定または改廃に係る意見提出手続、いわゆるパブリックコメントに関する閣議決定が行われたわけでありまして、この閣議決定に従ひまして、対象物質を選定する際には政令案を公表し、提出された国民からの意見や情報を考慮して意思決定を行うこととしております。

なお、この際には、国民の意見等に対する環境庁等の考え方を取りまとめまして、提出された意見等とあわせて公表することとしたしてござい

す。

○奥田(建)委員 続きまして、また環境庁長官にお尋ねしたいと思ひます。

先日の質疑の中にも一つございましたけれども、こういった対象物質選定の際、関係審議会の意見調整という中で、この三審議会の意見の集約、あるいは見解が違つた場合の調整といったものはどのように行われるのか。

また、そういった選定の場といひますのは、どのような公開の形、審議会ですらから議事録は当然提示されると思ひますけれども、そういった審議自体が見える形になるのかということについて、お答えいただきたいと思ひます。

○眞鍋国務大臣 対象物質の選定に当たりましては、意見を聞く審議会に、環境庁といたしましては中央環境審議会、そしてまた厚生省にいたしましては生活環境審議会、及び通産省には化学品審議会ということをご予定いたしておるわけであります。そして、審議会のおおの分野の専門的な科学的知見に基づいて、これは公開の審議がなされることによつて、最も適切な結論が得られると考へておるわけであります。

仮に、科学的見解に差が存在しても、合同審議会を開催いたしまして検討を行う等、より調整を図ることができると考へておるわけであります。二重の網をかけた対策を講じていくことにいたしております。

○奥田(建)委員 ただいま長官の方から、意見の集約を図るために合同審議会も考へ得るという御答弁がございましたけれども、環境庁の方にお尋ねいたします。

一つの議題について多くの審議会があるというのは大変非合理であるということをおもひ述べたかったのでございますけれども、そういった合同審議会といった形で一元化した審議会、各審議会から代表者が来るのかあるいは全員が参加するのかというところは別として、そういった形での開催で審議会を持つということは十分可能なことかどうか、環境庁にお尋ねします。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

ただいま既に大臣から御答弁したとおりでありまして、審議会を合同で開催することにつきましては、それらによりまして審議の効率化やさまざまな科学的知見を一堂に会するといった効果もございまして、大臣から検討の指示が既におりしておりますので、関係省庁ともよく相談をしてまいりたいと思ひております。

○奥田(建)委員 対策を持します民主連の方で、同じ質問についてお答えすることはございませうか。

○小林(守)議員 お答えいたします。

先ほどの所管官庁の一本化と同じような考え方に立ちまして、民主党は、政府案のように複数の審議会と同じ議題を別々に議論することでは対象物質などについては少なくなつてしまふのではないかと、このように懸念をいたしております。間違ひなくそういう現実になるのではないかと、このように考へます。PRTTR制度は規制法ではないわけでありまして、有害性の疑いのある物質についても幅広く積極的に取り入れる必要がある、このように考へております。

民主党案におきましては、対象物質を定める際には、まず政府みずからの責任で政令の案を作成することといたしております。これは責任主体を明確にするためであり、審議会の審議を先行させた場合に審議会を隠れみのとして政府が責任を回避するといふようなことが起きないようにいたしまして、そして、政府がつくった原案を公告縦覧に付して国民から広く意見を募集した上で、その意見を踏まえた上で中央環境審議会において議論を行うこととしております。

このような手続を設けることで責任主体が明らかになり、国民の意見も十分に反映できる制度としており、政府案よりも適切な手続を定めていふものと思ひております。

○奥田(建)委員 続きまして、質問の内容の方が変わりました。PRTTR制度の方の対象事業者の部分についての質問をいたしたいと思ひます。

これも、政令によつて定めるといふ一言によつて、どこの業者が対象かという部分が、はっきりした部分とグレーの部分とございませう。事業者の方にとりまして、自分たちが報告義務を持つ業者なのか、あるいはす切りなどによつて報告義務は持たない事業者あるいは業者であるのかといったことは、法の実施に伴ひ現実的な問題として出てくるかと思ひます。

私自身にしましても、化学物質に深くかかわる、製造する、あるいはそれを利用して製造業を営むといった業者の方が対象となるというのはいわゆる業者が入つてどこの業者が入らないといった判断が大変難しいのかと思ひます。パイロット事業の問題点でも、これからの検討事項として、そういった業者選定といったものが述べられております。

また、各省庁あるいは政府全体協力してといった言葉もございましたけれども、各省庁の確認書といったものが事実存在しておりまして、それは、厚生省、農林省あるいは建設、運輸といった部分での、対象になる、ならないといった打ち合わせの確認書となるかと思ひますけれども、そういったものが実際に存在しております。

こういったパイロット事業あるいは各省庁間のすり合わせの中で、大変判断が難しい業種、そういった業種といふものを、環境庁の方に各所管省庁ごとに少し例示していただければと思ひます。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

政令で定める業種ということに二条の五項でなつてございませうので、すべてはこれからということになります。私も、今先生が御指摘のよう、パイロット事業の経験をもとにどんなことを考へておるかという観点から御説明申し上げます。

PRTTRの届け出義務がかかる対象業種としては、化学物質を製造する事業所のはかに、原材料や洗浄処理剤等として対象物質を使用している製造業もあります。サービス業もございませう。

す。そういう業であつて、対象物質を環境に排出する可能性がある業種というのがまず考えられると思ひます。

それから、環境庁の実施したパイロット事業におきましては、通産省所管の各種製造業のほか、厚生省所管の洗濯業、農林水産省所管の食料品製造業、建設省所管の下水道業などを対象事業といたしたところでございませう。

本法律に基づきます対象業種につきましては、このようなパイロット事業の結果及び経団連等のPRTTRに係る産業界の自主的取り組み等の実績もございませう。こうした情報を含めまして、対象物質の取り扱い、環境への排出等の実態について再度精査した上で定めたいと思ひております。

○奥田(建)委員 また環境庁の方にお尋ねいたしますけれども、現在の法案の中では、事業者と同様に、政府関係機関あるいは地方自治体の施設といったものがどこまで報告義務を持つことになるのかといったことが、やはりはっきりとは明示されておられません。そういった政府関係機関あるいは地方自治体施設といったものの中でPRTTRの報告義務を持つと考へられる施設、ございましたら、また業務ごとに例示していただきたいと思ひます。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

対象事業につきましては、政府関係機関、公益団体も民間事業者と同様に扱うというふうに考へてございませう。

御質問の、公共関係について例を申せということでございますけれども、例えば、市町村の一般廃棄物処理施設や下水道最終処理施設などが考えられると思ひております。

○奥田(建)委員 またこれも政令の決定が仮定条件となる質問で、はっきりと答へるのは大変難しいかと思いますが、そういったパイロット事業の過程といったものを前提にしても結構ですが、PRTTRの報告義務を持つ事業者数の予測というものがある現在において可能でしょうか。もし可能であ

ば、その数字といったものをお知らせいただきたいと思っています。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

先日來御答弁申し上げておりますように、まだすそ切りのライン等について明確に決めているわけではなく、これから検討しなければならぬことではございますが、現時点で想定してみろという御指示でございますので、私もといたしましては、現在のところ、二万程度の事業者を想定してございます。

これは先ほど申し上げましたように、本来、具体的には政令によりまして、対象業種の指定とか対象事業者の取扱量等に関する要件、先ほど申し上げたすそ切りというものの設定を待たなければならぬわけでございますが、仮に二万というのとはどうして想定してみただというところについて申し上げれば、環境庁のパイロット事業の例あるいは諸外国の例、産業界におけるPRTTRに関する自主的取り組みの状況等を参考といたしまして、とりあえず事業者当たり従業員数で二十人程度、事業所当たり年間取扱量で五トン程度ということ仮定して試算するということになるというところで、そんな数字を現在想定した次第でございます。

○奥田(建)委員 また、確認事項のような質問になりますけれども、報告シートなどを見せていただきますまでも、報告を受け取る方は、割と一律化した情報ということで、それほど困難な業務というものはないかと思えます。しかしながら、そういった排出量を数量化するという中で、事業者の初期の負担、負担といえますか、計算、計測といったものが大変難しい業務になってくるかと思えます。

また、全国統一性を持ったルールに従って行うということで、マニュアルといったものが大変重要なものになり、また不可欠なものになるといったお話が参考人の方からもございましたけれども、また環境庁の方へ御質問させていただきますが、対象事業者の選定あるいは物質の選定、そし

てマニュアル作成といったことにおいて、法施行までのタイムスケジュールといったものを示していただければと思います。

○岡田政府委員 PRTTRの対象物質や届け出義務がかかる対象業種などを定める政令は、これは附則の第一条にございまして、本法公布後九カ月以内に定めることとしてございまして、本法成立後、直ちに検討作業を開始する所存でございます。

一方、PRTTR制度の本格的な施行は法公布後二年六カ月以内とされておまして、できれば二〇〇一年の四月から施行したいと考えております。そのため、事業者における排出量等の把握に必要なマニュアルは、対象物質、対象事業者が定まり次第本格検討を進め、PRTTR制度の本格施行が円滑に行われるよう可能な限り早く作成したいと考えております。

○奥田(建)委員 可能な限りということでございますけれども、ちょっと今、私も民主党の方でも大変こだわっている部分の中で、報告届け出先といったものの、そして報告の届け出内容といったものがございまして。

届け出先が各業の所管大臣であるといった形に政府案の方はなっておりますけれども、その理由というものは、これまでの答弁の中では、統一ルール、そして迅速性、あるいは営業秘密にかかわる科学的な知見といったものを理由として述べられております。

今も申しましたけれども、いろいろな届け出あるいは計測といったものに関してマニュアルが必要であるということ。そして、営業秘密の分野に關しては、アメリカの例あるいはパイロット事業の例を見ましても、ほとんど無視とは当然申しませんけれども、業務として地方自治体でできないというほどの量ではないかと思っております。

自分たちといえますか、民主党の案のように各地方自治体を届け出先とするというときに、確かに科学的知見という観点から営業秘密といった判断は難しい場合があるかと思っておりますけれども、そ

れにしましても、その部分だけを地方自治体あるいは国の方に照会すればいいかと思えます。

あるいは、政府案にしましても、営業秘密として認めていただきたいというのに関しまして、環境庁あるいは通産省の方から各所管の官庁に対して、これは営業秘密と認められるだろうかということ、これを、業務の周辺環境をよく知っているという理由のもとで照会するといった形はとれないのか。

もし営業秘密に關して一律的な判断を持つということであれば、その方が合理的であるかと思うのですが、その点につきまして通産省の方にお答えいただけますか。

○河野(博)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生も御指摘がございましたように、PRTTR制度におきましては、届け出を全国統一のルールで行う、また集計の迅速かつ効率的な実施を確保する、そして、窓口として各事業におきまして化学物質の取り扱いや工業プロセスなどに關します専門家が必要になるというふうなことを考えまして、届け出先を事業所管大臣というふうにしております。

また、営業秘密の判断につきましても、企業を取り巻く競争環境あるいは技術状況に最も精通している者が判断するのが適当だというふうな考えまして、また、営業秘密データが直接の判断者に届け出されるといことが制度として簡潔で、かつ信頼性が高いということで、事業所管大臣が適当であるというふうなことを考えてございまして。

○奥田(建)委員 続きまして、届け出の内容の方の質問に移ります。

政府案としては、排出量並びに廃棄物としての移動量が報告事項として定められております。民主党の方では、取扱量あるいは最大貯蔵量といったものも大変重要な情報として考えております。事業所が持つ潜在的な危険性といえますか、リスクと申しますか、事故あるいは天災時の災害対策、安全対策といったものに対する自治体

の対処に關して、あるいは作業所、事業所自体が、廃棄物ではあるけれども仮保管しておるといったような状況なども把握すべき事項ではないかと考えております。

環境庁の方では、そういった排出あるいは貯蔵量といったものの情報というものはどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思えます。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

そもそも、PRTTR制度につきましては、事業者にもみずから化学物質の環境への排出量を把握してもらいまして、行政として、その届け出を受けて、環境への排出の全貌を明らかにするというものであると私も理解しております。このPRTTRの本来の目的を達成するために、事業者に届け出義務を課するのは、環境への対象化学物質の排出量、移動量だけで十分であるというふうな私どもは考えております。

また、PRTTR制度を実施していただきます諸外国のPRTTR制度や、OECDの勧告におきましても、取扱量や最大貯蔵量等についての届け出を求めているところではないというふうな理解しております。

○奥田(建)委員 時間がありませんので、MSDSについて一言だけ伺いたいと思えます。

こういった化学物質の特性情報というものは、やはり化学物質の製造関係の方々が一番詳しいのかと思えますけれども、また、そういった製造者から使用者へ情報を伝えるという趣旨のもとにある制度かと思えます。

日本化学工業協会等が、情報としては、データベースとしては一番頼りになる団体になるかと思えますけれども、これは化学法との関係で通産省にお聞きした方がいのかもしませんが、今現在、政府として、MSDSに關するデータベースというものはどのくらいの量を保有しているのかということ。そしてまた、こちらの方は資料をお見受けしたところでは記載内容も非常に多いというところで、そうやって届けられたデータとしてのものをどのように集約し、公開して共有データとし

ていくかといった施策について、今の時点で考えがあれば教えていただきたいと思っています。

○河野(博)政府委員 お答え申し上げます。

MSDSに記載されますような化学物質の性状あるいは取り扱いに關します情報はつきましては、政府がいたしまして、各種文獻調査はもちろんのこと、昭和四十九年から既存化学物質の安全性点検を実施するなど情報収集に取り組んできております。

こうした情報につきましては、国民や事業者に対して化学物質の性状や取り扱いに係る情報をできるだけわかりやすい形で提供申し上げて、その情報の共有を図っていくことが必要だと考えましたので、政府提案の法案第十七条におきまして、国がそのためのデータベースの整備及びその利用の促進に努めることとしております。

今後、MSDSの制度が発足いたしましたして、その対象物質を選定いたしました場合には、MSDS対象物質として選定した根拠に關します情報、あるいはMSDSそのものに記載されております情報等、こういう情報をデータベースを通じて、国民の皆さんあるいは事業者に対してわかりやすい形で広く公表してまいりたいと思っております。

○奥田(建)委員 質疑時間が終了ということですが、環境行政あるいはPRTTRといったもの自身が、行政も、また事業者も、そして私たちも、まだまだ学びながら育っていく法であると思ひます。そういう観点から、ぜひ活用できる制度としてあってほしいと思ひますし、また、運用しながら柔軟に変化していく、育っていく法でもあると思ひます。

ぜひとも、政府案の中の十年という、日進月歩の世界では大変長過ぎるのではないかとと思われる

見直し期間が設定されておりますけれども、そういった面についても御一考いただきたいと最後に一言述べさせていただきます。私の質問を終わります。

○古賀委員 近藤昭一君。

○近藤委員 民主党の近藤昭一でございます。今回の法案について幾つか質問をさせていただきます。

私も、この法案、大変に重要だと思っておりますし、大変に期待をしてきた法案であります。先般の環境委員会でも質問をさせていただいたわけでありましたが、このところ、予想だになかったような影響が環境あるいは人体に大変に出てきていると思ひます。

以前ですと、やはり文明というか技術の発達、新しい物質がでてくる、これは本当に人類にとつていいものだ、そういった技術がどんどん進んできた。ところが私たちにとつての幸せだと思つてきた。ところが、どうもそうではない。新しい物質がでてくる。当面は、確かに開発したときにはバラ色のような、ああいう効果があります、こういう効能があります。ところが、それが、だんだんと時間がたつてくるにしたがつて、予想だになかったような影響が出てくる。それに対して、私たち人間、人類というのは非常に不安を感じている、そういう時代ではないかと思ひます。

そういう中で、では、これをどうやって抑えていくのか。我々の知恵を働かせて、どうやってこういうことを、リスクを低減していくかということが大事だ。それについて、環境庁ではどういうふうな考えていらしゃるかというふうな質問を先般させていただきました。

そこでやはり一番に出たのが、今回、今通常国会においてPRTTR法案というものを提出する。このPRTTR法案によつて、我々という国民全体が情報を知つて、それによつて管理をしていく。そして、おそれがある物質について我々が監督をしていく、そういうふうなことをおっしゃったとい

う記憶があります。

そこで、この今回のPRTTR法案が果たしてそういうことには十分機能しているのかというふうな思ふわけがあります。それで、このPRTTR法案のもとになったというか、原則の大きな部分を占めていると思ひます。OECDの勧告附屬書の原則についてお聞きをしたいと思ひます。

これについて、私はここで大変に重要な原則が示されていると思ひますが、政府の方は、どの程度重要であるか。つまり、重要であるかどうかという判断は、どの程度これが理想的といふまいしうか、いいことだといふことになつてくると思ふのですが、その点について環境庁長官にお伺いしたいと思ひますが、いかがでありますか。

(古賀委員長退席、北橋委員長着席)

○眞鍋國務大臣 先生御指摘のように、生活が多様化した中に、新しい化学物質が生まれてくるわけでありまして、我々国民生活にとつて利便性のあるもので無公害のものならば、これはもう我々は大いに活用していかなくやらないわけでありまして、そこには次々と問題点が出てまいるわけでありまして。

平成八年二月にOECDから勧告されましたこの附屬書でございますけれども、この原則は、PRTTR制度を構築するに当たつて最も考慮すべきものとされておるわけでありまして。本法律案の作成に当たつては、この原則を重要なものとして念頭に置いて、そして、例えば、関係の審議会における審議は各方面からの参画を得て公開で行うこと、パブリックコメントを求めることなどの措置を講じてきたところでございます。

そういうことを勧告いたしましたして、これからの問題の取り組みに当たつていかなければならぬんじゃないだろうか、こう考えております。

○近藤委員 大臣、ありがとうございます。少し確認をしたいのですが、大変に重要であるとお考えだといふふうにはわかるわけでありまして、そうしますと、重要であるということは、や

はりこの原則について、いろいろと事情があるかもしれないけれども、このPRTTR法案を作成するに当たつては、こういう言い方が適當かどうかはわかりませんが、例えば七割とか八割とか、この原則を実現するんだというふうな覚悟みたいなものが必要だつたと思ふのですが、その点についてはいかがお考えでしたでしょうか。

○眞鍋國務大臣 この十四項目にわたる附屬書に對しましては、やはりこれが基本となるわけでありまして、それは遵守していかなければならぬ、こう思つております。

○近藤委員 なかなか七割とか八割というお答えはしにくいかもしれませんが、ただ、遵守しようというところでありますれば、私は、やはりこの原則については基本的に満足しているという理解だと思ひます。

それでは、その原則について幾つか確認をしたいと思ひます。

まず、勧告では、目標、目的の必要性を最もよく満足するメカニズムについて、関係関連団体、利害関係のある団体と訳されていくところもあるようですが、関係関連団体と合意すべきであるという原則がその中にあります。

そこで、この関係関連団体には市民団体も含まれるという認識でよろしいでしょうか。

○岡田政府委員 OECD勧告の附屬書の原則十三には、先生御指摘のようなことが掲げられております。

この利害関係者についての定義は特に設けられていないわけではございませんが、本法律案におきまして、第一条の目的規定に明記してございまして、PRTTR制度は事業者及び国民の理解のもとに実施したいと考えておるところでございますので、市民団体の方々の御理解も得たいものだと考えております。

○近藤委員 ちょっと微妙な表現だと思ひますが、市民団体の方の理解も得たと考えるということでありましても、この原則については、合意すべきであるといふふうな書いてあるのです

よ。そうすると、合意したかどうかということが重要になってくると思うのです。

ですから、一点についてお伺いしたいわけですが、もう一度、合意をしたのかどうか。理解をいただいているものということで今答弁されたわけですが、そうすると、もっと具体的にお答えいただきたいわけですが、合意をしたのかどうか。そして、その合意をした中には、きちっと合意をした利害関係団体というのは、そこには市民団体も含まれているのかどうか。お答えいただきたいと思っています。

○岡田政府委員　お答え申し上げます。

本法案のベースとなりました審議会でございます。すところの化学品審議会あるいは中央環境審議会におきましては、労働団体あるいは消費者団体等を含めまして幅広い分野から委員として参加していただいたのみならず、市民団体を含め参考人からの意見の聴取、パブリックコメントの聴取などを行い、取りまとめたものでございます。そういう意味では、そうしたことから各方面の御意見を踏まえているものと認識しております。

○近藤委員　ここで言葉の議論をするつもりはないのですが、意見を聴取しているのと合意をしているというのは全く違うと思うのですよ。意見は聞かなくても、そのことについて反映をしているのかどうか。そして、反映をしたことについて意見を述べられた方が納得している、それでいいんだ、こういうものがやはり合意というものだと思うのです。

聴取をして、それについて議論をする、そしてその結果をお互いが納得する、これが合意だと思ふのですが、合意をしたのでしょうか。

○岡田政府委員 やや繰り返しになるかと思いますが、化学品審議会あるいは中央環境審議会におきましての議論というものは、それぞれの委員の先生方あるいは参考人として意見を伺った方々の御意見等がそれぞれに浴け込まれて一つの答申なり報告になっている。それを我々が受けて法案化に努めてきたという意味では、それぞれの方々の

御意見を踏まえているというふうに理解している
という事です。

○近藤委員 何遍質問しても同じ答えになるのかもしれませんけれども、もう一度申し上げます。意見を踏まえた、ではどれぐらい踏まえたのかということになると思うのです。踏まえたと合意したというのは全く違うと思うのですが。そうでありますと、踏まえているとしたら、どれぐらい踏まえたと思われるのか、ちよつとお答えいただきますでしょうか。

合意というのは、全部一〇〇％ではないと思うのです、いろいろな意見があると思いますから。そういう意味では一〇〇％お互いの意見が満足するということは難しいと思うのですが、踏まえている、合意はしていない。合意をしていないとはおっしゃっていないかもしれませんが、合意をしたというお言葉を使われなかったということとは合意をしていないのかなと想像するわけでありまして、そうすると、踏まえたということになると、どの程度踏まえたのか。その点について、どの程度踏まえられたかと思っていらっしゃるのか。

もう一つは、一番最初に長官にお伺いしました、原則というものを大変に重要視している。そして、原則の中には、合意すべきであるという言葉が入っている。ところが、どうもそうではないということのようでありますが、どのようにお考えでしょうか。

○岡田政府委員　お答え申し上げます。

まず、先ほど申し上げておりますように、先生御指摘のように、これは利害関係者と読むか関係の関連団体と読むかということとはございますが、いろいろな団体の方、もちろん私どもは、先ほど申し上げましたように、市民団体の方々の御意見もできるだけお伺いしたいと思いますし、御意見も反映できるように努めてきたつもりです。し、ある意味では当然、実際にP R T Rの届け出をしてもらう事業者の方々の意見というものも皆全部ここに入ってくるのだと思います。

そういう意味で、一々全部について、言葉の額面とおりの意味での合意かと言われればあれですが、そういう皆さん方の御意見を集約した形の答申をいただいた、それを受けて法案化して、今こうして先生方に御審議を願っているということ、全体を、私どもはできるだけ原則に沿った形の運営あるいはその努力をしてきているというふうに思っている次第であります。

○近藤委員 これ以上お伺いしても余り建設的なことにならないかもしれませんが、とにかく政府としては、そういった意見を踏まえた、それが関係団体の意向だろうということで反映させていただいているということで行動されているのだと思います。そういった意味では、ぜひとも、この後も質問していく中に出てくるのですが、今回つくった法案を見直していく、柔軟に、より現実的に合ったものにしていくということがまた今後重要になってくると思うのです。

そうしますと、今回そうやって踏まえられた、大事なことだと思っています。その踏まえたことが、十分踏まえられていなかった、あるいはどうもその認識が間違っていたということであれば、もちろんこれは将来的に見直していかれるということでもありますか。確認の御答弁をいただきたいと思っています。

○岡田政府委員　お答え申し上げます。

まず、P.R.T.R.制度の円滑な運用を行うというためには、それぞれ各地方公共団体のほか、事業所管官庁であるとか業界団体あるいはさまざまな機関の協力を得て、また市民団体の方々の御理解も得て、法の理解や浸透を図っていかなければならぬというふうに私どもも考えていますし、また実際に、私ども、制度の運用状況を見まして、必要があればいつでもこの制度の見直しをしていくというのが基本的な考え方だと思っております。また、例えば指定物質等につきましても、科学的知見の集積に応じまして政令は弾力的に改正していくということ、十八条の中でも政令の改正ということを予定した条項を入れてございます。

そうした局面局面におきましては、当然のことながら、審議会の御意見を伺うとか、パブリックコメントで意見を伺うとかといったものの積み重ねは当然してまいるというところでございます。

○近藤委員　また後で勧告の中の違う原則のところでお伺いしたいと思いますので、次の質問に移りたいと思います。つまり、必要があれば見直していくということでありますので、原則を大事にするということでありますと、原則に合致していない、原則に合わせていく必要があるということであればやはり見直していくというふうに理解をさせていただきたいと思います。

それでは、次の質問でありますけれども、先般何人かの方も御質問なさっているのですが、もう一度お聞きしたいと思うのですが、勧告では、原則では、P R T R システムを構築する全過程及びその実施、運営は、透明かつ客観的であるべきとされておるわけでありますが、この P R T R システムを構築する全過程とは、もちろん法案作成過程も含まれるという認識でよろしいでしょうか。

○岡田政府委員 法案作成過程というのは、大分広い意味がございますので、そういう意味で、広い意味で申し上げれば、それはもちろん入るのだと考えます。

まず最初から申し上げますと、本法案は、先ほど来申し上げておりますように、審議会でまず幅広い分野から委員に参加いただきつつ、公開で審議を進めてまいりました。かつ、参考人からの意見の聴取、パブリックコメントの聴取なども行ってまいったところであります。

法案作成過程で最も重要なのは国会での御審議でございますして、こうして今御審議をお願いしているわけでありまして、今後、先ほど先生の御指摘にもございましたように、弾力的に柔軟性のある対応をするために、またいろいろな見直しをするとかいうときに、あるいは物質の見直しをさらにつけ加えをするというように審議会に諮りするわけですし、それはすべて公開のもとで行っていく。

こういう意味では、私どもは、全般的に考えていたいて、法案作成過程についても原則十四に極力従うよう努力しているという認識でおります。

○近藤委員 先ほどもちよつと似たようなことかなと思うのですが、こういう場所とか、こういうときとか、こういうところからとか、とにかくいろいろなところから意見を聞いた、それが非常に透明、客観的であるという御認識なのかなというように思いますが、ありますけれども、そうしますと、今の御答弁で感じましたのは、とにかく今回の法案作成過程というのは透明かつ客観的であつたと御認識なのだろうなと思うのです。

もう一度伺いたいのですけれども、この法案を策定する前に各省庁間で覚書を交わしたということ、これはどうも不透明なあかしのようになっていないのです、いかがでありますでしょうか。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

ただいまの御質問の覚書でございますが、政府としては、法案を国会に提案させていただくに当たりまして、法案についての理解が省庁間で異なることを避けるという意味の確認手段でございます。透明性の確保の観点から問題があるものではないと考えております。

また、現にその覚書等につきましては、これは佐藤議員一郎先生の本会議での御質問、御要望にこたえた形になっておりますが、どういふものがあるかという点については既に示したところでございします。

○近藤委員 覚書というのは見せていただいたのですが、大変に基本的なことというか、簡略に簡単なことが書かれている。そうしますと、逆に言うと何か、覚書をつくる段階でいろいろなことが話し合われたけれども、出てきたことはその覚書の部分だけではないかというふうな、大変に失礼かもしれませんが、勘ぐってしまうわけでありまして、覚書は公開されておりますけれども、その覚書をつくる過程も透明にすべき全過程に入る

のかどうかという御認識は私と違ふのかもしれないけれども、こういった覚書をつくる過程も大変に重要ではないかと思うのですが、これについての透明性についてはどうお考えでしょうか。

○岡田政府委員 二点お答え申し上げます。

一点は、まず、法案作成の途上でございします。今、通商産業省と環境庁の共同の法案として提案させていただいておりますが、これは化学製品審議会の中間報告あるいは中央環境審議会の中間答申というものを一つに結びつけた法案にするにはどうしたらいいかということを中心に考えてまいりましたので、根拠はそれぞれ中間報告なり中間答申によつていてという意味でございします。先ほど来御答弁しておりますように、もろもろの皆さん方にお知恵を拝借した成果物をこうして現在法案にまとめ御審議を願っているのだという点を一点、もう一遍申し上げたいと思ひます。

もう一点は、先ほどの覚書の件でございますが、法案策定過程で幾つかの省庁と覚書を交わしておるわけでございします。これは法案についての理解が省庁間で異なることを避けるための確認手段というものでございまして、そういう意味からいいますと、これは別に今回初めてつくつたということではない、通常ごく普通になされていふものでございします。その点についても御理解賜りたいと思ひます。

○近藤委員 通常されているということは、そのことがいいのかどうかという判断とはまた別だと思ひますが、通常そういうことが行われているということでありませう。

そうしますと、私は、これからのあり方というのは、そういったことも含めて、通常そういうことをやること、中で悪いことが話されたと申し上げていくわけではないのですが、やはりそういうことを国民の皆さんの見えなところと通常やっいていくということはいかなるものかなと思ひます。

それで、そういったものを、今後、例えば情報

公開法なんかでも、我々すべての国民が監視をしていくということになっていくんだと思ひますが、そうしますと、このPRTTR法案でも、何と云うのでしょうか、みんな危険性を、あるいは、大変にうがった見方かもしれないが、そういった隠された部分があつてはならないということとでみんな監視をしていくということだと思ひますが、それで、この勧告の中で、PRTTRの結果を、すべての関係関連団体が適切な時期に、かつ定期的に入手できるようにすべきであると思ひしております。原則があります。これについてお伺いをしたいと思います。

現在の日本のNGOの状況を考えますと、大変に財政的に厳しい団体がほとんどと思うのですが、こういった状況を考えますと、手数料を取つた場合には、現実的には情報入手できない、そういうような危険性があるのではないかと思ひますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○河野(博)政府委員 開示にかかわる費用についてのお尋ねでございます。

行政情報公開法と同様に、例えば郵送代あるいは封筒代等の実費の範囲内で徴収することは妥当だといふふうに考えております。その範囲内で費用負担をお願いするという法文にもなつております。したがらましても、多数の請求を行つたといふしましても、実費にかかわる費用の負担が上限にございしますから、手数料は請求事業所数に完全に比例して負担が大きくなるということには必ずしもならないといふふうに理解しております。そういう意味で、多くの情報を一時に求められるという方についても、過剰な負担を強いることなく対応できるのではないかなといふふうに考えております。

ただ、具体的な金額のあり方につきましては、今後政令の策定段階で検討していくことになりま。御指摘のような、可能な限り開示請求者にとつて利便性が高く、負担のかからないようなものにしてほしいといふふうに考えております。

○近藤委員 できるだけ情報がとりやすいように

するには安い方がいいわけでありまして、そこでちよつと気になるのは、実費という言葉でございますが、例えば、郵送料というのは決まっていますが、コピー代とか、百枚とか二百枚、確かにこういったものをコピーしていく、これは実費がかかりました、実費というのはどういふふう計算するんでしょうか。

ちまたでもコピー一枚十円とか二十円とかいろいろな金額があるのですが、受け取る側にすれば安い方がいいわけでありまして、政府がこれが実費で一枚二十円ですと言われても納得していただけない場合もあると思ひますし、あと非常に微妙な問題は、このデータを管理するのにコンピュータが使われると思うのですが、このホストコンピュータというかコンピュータ、このメンテナンスとか購入に幾らかかりました、ですからそれについての実費負担というか、分割というのでしようか、そういった経費も含めて国民の皆さんに請求をするのか。

その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○河野(博)政府委員 御指摘のような、コピーをとる、あるいは郵送する際の封筒がどれくらいかかるか、この辺は、データをまとめて適正なコストというものをまずはじかせていただいて、それで決めさせていただきたいといふふうに思ひます。

また、インターネットのような電子的手段を利用した開示請求、これもできるだけおこたえしたいといふふうに思ひます。この手数料がどうなるかということもございしますけれども、これも今後の検討ではございしますけれども、インターネットなどの電子的手段の場合には、例えばデータベースの確保の手段がどうなるのか、そういったことも考えて、全体のデータベース作成の費用等々、これらを勘案して、可能な限り開示請求者にとつて利便性が高く負担のかからないようなものにしてほしいといふふうに考えております。

す。

○近藤委員 ここでコンピュータのメンテナンスに幾らかかるとか購入に幾らかかるとかそういうことは申し上げませんけれども、やはりこの基本というのは、そういった環境汚染物質が環境の中にどれほどあるかということを国民の皆さんに知っていただいて、それでリスクを低減していくということが大変に大きな目的、重要な部分になると思うのです。

そういう意味では、やはりある意味で皆さんと一緒に監視していただく、ある意味ではお願いをするようなところもあるのではないかなと私は思うわけでありまして、そういう意味では、幾らにしろとかここでは申し上げませんけれども、やはりきちっと幅広く情報を入手していただける、このぐらいの気持ちが必要ではないかと思いますが、そういうようなことで、実費という、ちよつとあいまいな言葉だとは思いますが、それを算出をしていただきたいと思います。

それでは次に、開示の請求については、今法案は十條第二項で、事業所の名称、所在地その他の開示請求に係る事業所を特定するに足りる事項を明らかにしなければならないとされています。このいうことは、諸外国の例から考えると、N-GOはすべての事業所の個別データを分析していくこともあると思うのですが、そういった場合、すべての事業所の名称と所在地を書いて請求するということがあれば、事実上は請求を認めないということと等しくなると思うのですが、この点についてはどうでありましょうか。

○河野(博)政府委員 お答え申し上げます。この法案におきまして考えておりますことは、例えば、ヨーロッパでの例と同様に、P-R-T-Rによって届け出られましたデータを有害性に関するわかりやすい説明をつけて対象化学物質別あるいは地域別、業種別に集計して広く公表する。また、それだけではなくて、御指摘のような個別事業所のデータにつきましては、事業者がリスクコミュニケーションを通じて関係者の皆さんの理解

を深めることに努めるべきこと、これも規定しておりますが、関心を持つ方に対しては、電子情報処理組織などによる場合を含めまして、請求によって個別事業所のデータを開示するというようにしているのをごいいます。

御指摘のようなケースとして、例えば、日本国内のP-R-T-Rにかかわる個別事業所全データといったような請求が行われた場合には、行政情報公開法において開示を求める情報を特定するといふようにされておりますので、これが事業所を特定するに足る事項であるといふように認められれば、そうした請求にもお答えすることになるというふうに考えております。

○近藤委員 わかりました。そうしますと、ちよつと確認なんですけれども、このデータが欲しいかということがわかればいい。だからそうすると、すべての事業所のデータが欲しいということ、すべてを出していただけるということ、でよろしいわけですね。

○河野(博)政府委員 今ちよつと触れましたように、情報公開法の特例法的な側面がございまして、情報公開法におきます事業所を特定するに足る事項というものの解釈を情報公開法の所管官庁とも詰ましまして最終的に結論を出したいと思っておりますが、基本的には御指摘のとおりだと思っております。

○近藤委員 ありがとうございます。これから大変に市民団体の皆さんの活動が重要な位置を占めてくると思います。そういう意味では重要で、ただ、まだまだ日本においては、財政的にあるいは組織的にしつかり充実した市民団体と、これからまだ育つていっていただかなくてはならない、そういう団体もたくさんあると思うのです。そういう意味では、組織的にまだ不十分などところもあると思いますので、できる限り財政的にあるいは手続的にそういった情報がとりやすい、そういうことにしていっていただきたいと思

います。続きまして、勧告では、勧告の原則の中で、P

R-T-R制度は、実施途中の評価を可能にし、必要性の変化に応じて関係関連団体による変更が可能となる柔軟性を持つべきであるという条項があるのですが、このことについて政府はどのように担保していられるのか。

政府案によりまして、附則第三条において「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、」施行について検討を加え、「その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とあります。最近の法案は大体どれもそういう見直し条項というのがついていてあるわけでありまして、そういう意味では、大事なことでありますが、非常に一般的な表現であるような気がするわけでありま

す。最初のお答えをいただきましたように、このOECDの勧告が大変に重要だという認識であれば、もうちよつと踏み込んだような表現であつてもいいのではないかなと思う反面、政府のお答えでは、これで十分なんだ、表現というだけじゃなく、しっかりと中身をやっていくのだということかもしれないが、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○河野(博)政府委員 御指摘のように、この法案におきましては、附則におきまして、法律の施行後十年を経過した後見直しをする、これは政府の義務でございます。しかし、制度の施行状況を見まして、実際の運用に問題があれば、もちろん十年を待たずにも見直しを行うのは行政の責務だといふふうに考えております。

また、見直しの検討に当たりましては、審議会などで検討の状況を公開するとともに、パブリックコメント等を実施することによって、広く国民の皆さん、N-GOの方々、産業界、学識経験者の方々の意見を伺っていきたいといふふうに考えております。

○近藤委員 そうしますと、これは勧告を踏まえて柔軟性を担保する条項である、十年たつたら必ず見直さなくてははいけないし、十年を待たずして

も必要があれば見直すということだと理解してよろしいでしょうか。

○河野(博)政府委員 結構でございます。

○近藤委員 そうしますと、ちよつとお伺いをしたいわけですが、では、必要性が出てきたという判断、またそれをどういふふうに変更するかそういったことについての検討は、これは条文によりまして政府とは書いてあるわけですが、具体的にどういった会というか、今ちよつと審議会というふうなお言葉も出たような気がしますけれども、どういったところでやられるのか。

あるいは、こういった質問は失礼なのかもしれませんが、せんけれども、何か頭に、この辺はもしかしたら不十分で問題が出てくるかもしれないななというふうなことはあるのでしょうか。これはもう完璧だから、もちろんこれは見直し条項が入っているわけですが、完璧だからそんなことはないのだと思つていらつしやるのか。

どんなところで検討を加えられる予定なのか、あるいは、もしかしたらここについては不十分なところがあるのかもしれない、そんなようなことも頭の中にあるのか、ちよつとお伺いをしたいと思います。

○河野(博)政府委員 見直しの対象が何かに限られているということはないといふふうに思っております。

ただ、政府案として御提案申し上げているわけでございますから、事後的に顧みて、もうちよつと改善の余地があつたということが将来発生しないということはないかもしれないけれども、今の段階でそういうことを予期しているものではないと思います。

それから、見直しの検討に当たりましてどういふ場かというふうなお話もございましたので、若干付言させていただきますけれども、これは、制定に際しまして審議会の御意見を賜っておりますから、審議会などでの検討をお願いすることにしようかと思ひますし、また、その状況は公開をいたしますし、これまでの検討と同様にパブ

リックコメントを実施するなど、そういった必要なことはやってまいりたいというふうに考えております。

○近藤委員 つくったところから、どこがおかしくなるかもしれないと言ふことは、通常は考えられないことではあるが、そうでない、例えばこの委員会の席でもいろいろと議論になっているところから、対象物ですね、環境ホルモンをどうするか、対象物の幅をどうしていくか、そんなようなこととか、届け出を地方自治体にするのか国の方がいいのかという議論もあるのですけれども、こういったことについてはどうでしょうか。

○河野(博)政府委員 お答え申し上げます。

対象物質の指定は政令でございす。したがって、これは随時見直し可能というふうに考えております。

法案におきましても、第十八条におきまして、これは物質の指定に際しまして審議会の御意見をいただくという条文でございすけれども、そこは「制定又は改正の立案をしようとするとき」という条文になっておりまして、これは当然、途中で見直しといいますか、改定があるんだということとを前提にした条文でございす。

○近藤委員 本日に柔軟に見直ししていったきたいわけでありす。

ところで、そういうお答えではあるのですけれども、ちよつと条文で気になる書き方があるものですが、もう一度伺いをしてほしいと思うのですが、この条文によりまして、「検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」検討を加えた結果、これは別に見直す、見直すという加直す必要がないんだということになつても、例えば、勧告の言うところの関係関連団体は必要性を非常に強く訴えている、そんな場合も出てくるのではないかとと思ひます。

もちろん、一つとか二つ、百ある関連団体のうち

ちの一つだけが言うからそれは必要性があるんだというふうには申し上げませんけれども、先ほど申し上げた、政府が検討を加える、検討を加えた結果も何も必要ないのだということに対して、例えばどこかが意見を申し上げられるような、そんな機関とかシステムはあるのでしょうか。いかがでしょうか。

○河野(博)政府委員 この附則第三条の運用につきましては、関係省庁間でまだ議論している段階ではございせん。しばし先のことでございす。ただ、十年が節目になつておるわけでございすから、その段階で、むしろ私も積極的にいろいろな方々の御意見をいただくことになるだろうというふうに思つております。

○近藤委員 これは附則のことであつて、まだ議論してない。ただ、何か今、議論してないというお答えがあつたというのはちよつと、これは中身じゃなくてシステムですから、どういうふうによつていくかということですから、それはやはり検討していく必要はあるのじゃないでしょうか。

それとやはり、十年より以前にもこういう問題がいふつ出てくる、検討、見直されるということでありす。そうしますと、中身はどう見直すかは、もちろんそんなことはまだこれから問題が出てきてからでありましようけれども、問題が出てくるかもしれないのでシステムとしてはこういうものをつくつていく、それについては必要だと思ひます。いかがでありましようか。

○河野(博)政府委員 附則第三条の十年目の見直しという点については今申し上げたようなことでございすけれども、これを運用してまいります過程でいろいろな御意見をちょうだいすれば、その都度政府としてはそういったことをさまざま検討していくことになるのは当然だと思つております。

○近藤委員 わかりました。そうしますと、先ほどもちよつとお伺ひしたところとダブつてくるのですけれども、では、そのい

ろいろな御意見とはどこで受けて、それをどこで検討するの、もう一度伺ひをしたいと思います。すし、その受けた御意見を検討することになると思ひますが、検討して、経過とか結果はもうろん公表されるのでしょうか。

○河野(博)政府委員 これは、この制度に関係します。行政庁も、担当の部局で御意見を受け付けることは当然だと思つております。その御意見の内容にもよりますけれども、それが必要であれば例えば審議会に御報告申し上げ、御意見をちょうだいするといったことも当然考え得ることだと思つております。

○近藤委員 どこまでが十分でどこからが不十分かというのは難しいかもしれせんけれども、冒頭申し上げましたように、物質がどういった危険性を持つていくかということ、なかなか想像像にしかつたようなことが起きてくる、どんな問題がほかの面でも出てくるかわからない、そういうことに對して柔軟に對応していくということの原則がOECDでは勧告されていると思ひます。そういう意味で、しっかりと柔軟性を持つてやつていつていただきたいと思います。

これは民主党案の方についてもちよつとお伺ひをしたい点ですが、民主党案についてはこの柔軟性はどうかというふうに担保、確保されているのか、お伺ひしたいと思います。

○小林(守)議員 お答えいたします。

OECDの附属書原則について、まず実施途中の評価についてでございますが、民主党案では、厳しくチェックされた企業秘密を除きましてすべての情報を公表することにしております。これが、国民一人一人が非常に容易に情報を入手することができるようになつており、国民全体でチェックがしやすくなつております。したがって、この制度の妥当性についての国民的な評価が行ひやすいものと考えております。

次に、民主党案では、附則第三条において、「政府は、この法律の施行後七年を目途として、化学物質による環境の汚染の状況等を勘案し、こ

の法律による制度全般について検討を加え、その結果を公表するものとする。」として、政府の評価結果を国民に公表し、透明な手続の下で見直しができるように措置しております。

このように民主党案では、国民のための情報公開、国民のためのPRTTR制度であることを前面に打ち出してまいりますので、国民全体での議論を通して柔軟に制度を運用したり再構築することが可能であり、OECDの原則に沿つたものであると考えております。

○近藤委員 とにかく、私もちよつとどこいかにせんが、情報をみんな持つて危険性を監視していくということだと思ひます。

ちよつと質問の時間も残り少なくなつてまいりましたので、リスクを低減するというところで、民主党の提案案についてだけお伺ひをしたいと思います。

なるべく情報は多くの人に共有をしてもらう、そして身近なところで共有するということだと思ひますが、このPRTTR制度では、やはりそういった意味でのリスクコミュニケーションというのが大変大切だと思つております。そのリスクコミュニケーションについて民主党案はどのように工夫をされているのか、そのことについてちよつとお教へいただきたいと思います。

○小林(守)議員 もとより、このPRTTR制度については、環境リスクを削減させるということが政策目標であります。その点で、アジェンダ21第九章やOECDのガイダンスマニュアルにあるとおり、排出や移動に伴つて知る必要がある、こうした排出や移動に伴つて発生するリスクを市民が知る、これと結びついた形で諸外国においてPRTTR制度が導入されてきている、このようなことであります。

環境リスクの削減のためには、住民と事業者が具体的な化学物質のリスクについて議論をし、削減のための方策を共同で考えていく、これが重要であります。

私たち民主党は、リスクコミュニケーションが

P R T R 制度の中で非常に重要な役割を果たすという認識を持ってあります。リスクコミュニケーションを四角に行うためには、事業者と住民が対立し、反目し合うような構図ではなくて、共通の目標に向かって話し合いを続けることでなければならぬと考えます。そのための仲介役として、仲立ちの役として、自治体の役割が非常に重要と考えております。住民から一番身近な自治体はその役割として適任であると考えます。

もちろん、民主党の法案では、報告もまず自治体というような考え方に立っておりますけれども、その自治体が、民主党の法案では三十四条で、リスク削減計画を設ける、そして市町村が仲介役としてリスクコミュニケーションに積極的に参加をする、このように求める法案の中身になっております。

もちろん、国や都道府県もリスクコミュニケーションを促進するように努めるとの規定もあります。住民、事業者、国、地方公共団体が一体となつて環境リスクの低減に向けて努力するという仕組みになっておるわけでありまして。

○近藤委員 ありがとうございます。なるべく多く、そして身近なところということが大事だというふうに思います。

それでは、質問時間も終了しまして幾つか質問通告をさせていただいたのは残してしまいましたがおわびいたします。ただ、本当にいいP R T R 法をつくっていただきたい、民主党案もいいのでぜひ御考慮をいただきたいと思ひます。

○北橋委員長 田端正広君。

○田端委員 与謝野大臣、真鍋大臣、大変に御苦勞さまでございます。また、民主党の提案者の皆さん、本当に御苦勞さまでございます。敬意を表したいと思ひます。

私、非常に、一つの時代といひますか、流れを感じていますが、産業界を所管する通産産業大臣と環境を守るべき環境庁長官、この両大臣が席を並べて先日来こういう形で議論をしているとい

うことについて、本当に一つの新しい時代を示唆しているのではないかと感じています。この両省庁というのは、過去にはお互いにつかり合ってきた間柄であつたと思ひますが、そういう意味で、今回、共管というところは私はちよつと不満ではありますが、しかし、こういう形で一つの法律についてお互いに力を出し合つていくということは、私なりに評価したい、こう思ひます。

さて、実はきょう午後の本会議からいよいよ中央省庁改革関連法案の審議が始まるわけですが、私も、環境行政の一元化ということについては大変大事なことだ、そういう意味で、環境庁が環境省という形になって二〇〇一年からスタートし、そういう方向になっていくということは非常に期待したい、こう思ひます。しかし、一元化される中身が、廃棄物行政とか公害健康被害の補償とか野生動物の保存等々とどまつていて、その他もろもろの環境関連の施策が共管という形で分散しているといひますが、そういうことには非常に残念な気持ちも持つております。

今度は経済産業省というふうに名前が変わるんだと思ひますが、経済産業省との共管事項もたくさんあるわけですね。例えば化学物質の審査及び製造、このP R T R のことも絡んでありますが、これの規制を初め、公害防止のための施設の整備、工場立地の規制、資源の循環的再利用の促進、オゾン層の保護、温室効果ガスの排出抑制等々、こういうことになるわけですね。

そこで、通産大臣にお伺ひしたいと思ひますが、こういう環境関連事業に対しての共管となつていくことを、大臣として責任者としてどういふふうにお考えになつておられるのか。私個人的には、例えば環境省の中に林野庁も入れて、環境保全、自然保護ということもそういう形でこれからの二十一世紀はあるべきだ、こう思つておりますが、そういうことも含めて、今後の環境行政のあり方に対してまず通産大臣に、環境行政を促進するという立場で御答弁、御意見をお伺ひしたいと思ひ

ます。

○与謝野国務大臣 世界の人口がふえ、あるいは各国の経済活動が盛んになりますと、当然のごとく環境にかかる負荷というものは大きくなるわけでございます。

近年の環境問題の多くは、地球温暖化問題、廃棄物、リサイクル問題、有害化学物質問題等に見られるように、通常の事業活動や日々の日常生活に深くかかわる問題でありまして、広範な政策分野における、また政策分野にわたるさまざまな対策を講ずることによって対応していくことが必要であると考えております。

こうした中で、資源の有効利用、エネルギー制約の克服、環境制約の克服を実現しつつ、持続的な経済成長を可能とするためには、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型のシステムから脱却し、原料調達、製造、加工、流通、使用、廃棄のすべての段階における循環型の経済システムを構築することが求められております。

通産省としては、こうした観点から、資源、エネルギー、環境の制約の克服の要素を経済活動に適切に組み込むこと等を通じ、環境の保全に配慮しつつ経済や産業の発展を図り、また、エネルギーの安定的、効率的な供給を確保するため、経済産業省となつた後も引き続き、環境省その他の関係省庁と密接な連携を図りながら政策を展開してまいるといふのが方針でございます。

○田端委員 ぜひ本音のところで密接な連携をとっていただけるようお願いしたいと思ひます。

そこで、P R T R 法案でございますけれども、私は、届け出先が産業界所管の省庁になつていくという点について非常に残念に思つておりますが、諸外国の例を見ても、アメリカにおいても、カナダにおいても、オランダにおいても、英国においても、それぞれ環境行政の所管省庁がこれらの中心の窓口になつておられるわけでありまして、そういう意味では、このO E C D の勧告に基づいて、人の健康または生態系に対して潜在的に有害な多数の物質をどう未然に環境保全の上から防

いでいくか、そういう視点からいいますと、そういうリスク対策の上に立つて国民の健康及び環境を守るということになれば、本当は環境庁がすべての掌握すべき中心になるべきであつた、こう思ひうわけでありまして、真鍋長官、その点どういふ御感想でございますか。

○真鍋国務大臣 先生がおっしゃるように、所管省が一省になつてやっているとすれば、御意見でございます。将来的にはそういうことも一つは想定されるわけでありまして、現段階におきましては、やはり事業所管というものは、通産省や環境庁というだけでなく、政府自体が所管事業省という位置づけをして取り組んでいくことが必要じゃないだろうか、こう思つておるわけであり

ます。

このP R T R 法の施行先進国等々を見ましても、一省に位置づけられているというのではなくて、その国々によつてやり方がいろいろ考えられておるわけでありまして、日本は日本なりの対策を講じて、それがベストのものであつてほしい、こう思つておるわけでありまして、今後この法案の施行に從つて考えていくべきじゃないだろうか。できれば一省に統括していきたいものだといふ考えを持つております。

○田端委員 将来的なテーマということで、今日においてはやむを得ないかなという気もいたしますが、しかし、中身においては、ぜひこれは、より一歩実効あらしめるようにすべきだと私は思ひます。

それで、十四日の連合審査の議論とか参考人の先日の御意見等も伺つていて、このP R T R 法案の中身には何点か問題になる点があるなという感じがいたします。皆さんの議論を聞いていて、大体数点に絞られてきておるのではないかなという感じがいたしますが、そういう意味で、環境庁長官がおっしゃったような精神を生かして、運用面でより実効あらしめるように変えていけないうものだろうか、こういうことを考えている一人でございます。

います。

私なりに少し整理してみますと、修正とすべき点の第一点は、一番現場を知っている自治体が関与すべきだ、これはもう最大の問題だろう。関与の仕方にもたくさんあります。民主党の皆さんのおっしゃっているような三千三百という自治体もありませんが、しかしそこまで行くにはちょっと、非常に理想的かという気もします。とりあえず四十七都道府県、これで何とかならないのか、それが入るだけでも相当違うだろう、これは参考人の御意見でもそういうことが強調されたわけがあります。

それから第二点は、対象物質の中にはつきりしていない点があるので、内分秘攪乱物質、つまり環境ホルモンは入れるべきだとか、あるいは発がん性物質、発がん性の強い物質についてはぜひ加えるべきだ、こういう議論がありましたので、そういう点、明確に表現できるなら明記した方がいい。

それから第三点は、先ほども議論がありました。今日の科学技術の発達が進んでいる時代において、十年の見直し規定というのはいかに合わないのではないかということで、これを七年ないしは五年とかというふうに考えたかどうかという気もいたします。

そういうことを前提に、少し質問させていただきます。

自治体の関与の問題ですけれども、私は、この法律、制度を有効ならしめるためには、地域の実情をどれだけ知っているかということと非常に関係する問題である、こう思います。少なくとも、環境問題、住民の健康問題、そういったことに直接かかわっている自治体が排出量報告の窓口になる、つまり都道府県を経由して国に報告する、それだけでも相当違ってくるだろう。

なぜ違うかといいますと、例えば化学物質におけるいろいろな事故があります。例えば世界を見ても、ことしの三月、ドイツ西部のデュイスブルクで、廃棄物処理工場の煙突のフィルター装置が

故障して、高濃度ダイオキシンを含む粉じん、亜鉛なども含んで、約一トン、二十平方キロにわたって排出されたとか、あるいは一九八四年十二月、これは大事件でありましたが、インドのボパールで、史上最悪と言われる化学工場の事故で、殺虫剤工場がここには建設されたわけですが、そこから猛毒のイソシアン酸メチルが大量に流出して、周辺住民、死者三千四百人、五万人の人が呼吸障害や視力障害になった、こういう事故もありました。

日本においても、一九九七年三月、動燃の東海再処理工場の火災等もあったわけでありまして、あるいはタンクローリーの運搬中、あるいはその他運搬事故の過程において、次亜塩素酸ナトリウムを誤って処理したために塩素ガスが発生したとか中毒を起こした事件、こういうことが各所で起こっているわけでありまして。

事故が起こったときに第一に駆けつけるのは消防署、救急活動であるわけでありまして、都道府県、自治体が関与していくことが、そういう意味では対応も即できるわけでありまして。届け出先を、いきなり国ではなく自治体にすべきだと私は思います。そういう観点で、通産大臣、どうでございましょうか。

○与謝野国務大臣 質問が多岐にわたりましたので、少しお時間をいただいで、詳細にお答えを申し上げます。

まず、本法案は、事業者の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としてPRTTR制度を規定しています。PRTTR制度は、全国統一のルールにより届け出と集計を確保する、まさに国が行う事務であります。また、営業秘密の判断を全国統一に行う必要があること等からも、届け出先を国としております。

同時に、事業者からの届け出の徹底やその正確性の確保や中小企業への適切な指導を実現し、PRTTRの円滑な実施を図るためには、都道府県を含めたさまざまな機関が、事業者に対するPRTTR

R制度の周知徹底や普及啓発、個別事業所に対するフォローアップといった役割を担っていただくことを期待しております。

また、届け出の確保の方策としては、国は、既に保有している対象全事業所、全企業のリストや、今後実施することとしている届け出予定物質の取り扱い調査の結果等を活用して、個別事業所ごとに届け出の有無やその内容の真偽を検証することとしております。さらに、届け出をしなかった場合や虚偽の届け出がなされた場合に科される罰則、過料でございますが、罰則による抑止効果等が働くことにより、届け出及びその正確性の確保は十分に担保されると考えられることから、現行の政府案で特に不都合はないものと考えております。

次の御質問は、都道府県を経由するということの是非についての御質問がございました。この点について、現時点で我々がお答えできることは、次のような答えでございます。

まさに御質問の趣旨は、主務大臣への届け出を都道府県を経由して行う場合に、都道府県の經由の事務が、現在国会において審議中の新しい地方自治法において自治事務となるのか、あるいは法定受託事務となるかという趣旨であると私は理解をいたしました。

本件につきましては、現在御審議いただいているPRTTR制度にかかわる政府法案にはない規定についての仮定の御質問でございます。また、現在国会で御審議中の新地方自治法の取り扱いに関する問題でございますが、自治省に照会しましたところ、現時点での見解として、本PRTTR制度の趣旨及びその法的枠組み、新地方自治法の自治事務と法定受託事務との仕分けの趣旨とをあわせて考えますと、御質問のような經由事務は法定受託事務となり得ると考えられます。また、PRTTR制度が国として統一に行う制度としているという趣旨にも合致しているものと考えております。

また、仮定の問題ではありますが、本法案に都

道府県の經由を規定する場合で、それが法定受託事務とされる場合には、自治省からは、本法案にこの經由事務は法定受託事務である旨を規定する必要があると言われております。

なお、法定受託事務たる經由に付随して、例えば都道府県知事が經由に際して意見を出したりすることもあるかと思いますが、そういう事務でどうか、經由により受理した情報を管理する事務ですとか、その情報を情報公開条例に基づいて開示請求がある場合にその開示の是非につき審査するといった事務などが派生することになると考えられますが、それらについては、一般的には自治事務になると考えております。

また、先生の御質問の中で、見直し規定ということについての御意見がございましたが、私どもは、制度の施行状況を見て、実際の運用に問題があれば十年を待たずとも見直すべきだということに考えております。また、見直しの際には、審議会等での検討の状況を公開するとともに、パブリックコメント等は当然のごとく実施するという考えでおります。

○田端委員 大変丁寧な御答弁ありがとうございます。私がこの後御質問したかったことを先にいろいろと答えていただいたために順序が逆になりましたが、大臣おっしゃったように、パイロット事業を見ても報告が五〇％程度ですから、そういった意味でも、ぜひ実効を高めるために都道府県を経由するということが大事だろう、そう思います。そうすることによって、いろいろな形でチェックもできる、あるいは制度の促進もできる、こう思います。

それから、十三都道府県においては既に化学物質の管理チェックを独自でやっておられる。例えば、東京は百三十一物質対象とか、大阪は百二十三とか、神奈川県は二百とか、こういう形で管理指針を決めてやっておられる。こういうことと、その延長線上にこれを置くことによって、今おっしゃった自治事務が非常に生きてくるだろう、こういう感じもしているわけでありまして。

だから、先日米大臣が、機関委任事務になるから地方分権法との絡みで認められないというような御発言も前回あったと思いますが、私、あの答弁を聞いていて、そこはもう少し考えようはないんだらうか。そうしたら今、細かく仕分けていたいただきましたので、そういう仕分けをしていただいた上で、連動するといえますか、そういう形でもう少しこれは実効あらしめる方向へ持っていけないものだろうか、こういう思いを、今大臣の答弁を聞いてさらに一層そういう気持ちがいちしました。ぜひその方向でお願いしたいと思っています。

私は、NGOの皆様も含めて、この制度そのものは非常に評価されているんだらう。したがって、制度が生きているか中途半端になるのか、そのところに戸惑いがあるわけで、先日来の議論が大体同じようなところに集中しているんだらう、こう思っているわけで、今大分交通整理をしていただきまして、それをさらに議論していけば一つのよい方向が出てくるんだらう、こういう思いをしております。

大臣、もう一回確認しておきますが、要するに、都道府県知事を経由して所管主務大臣に届け出るということで障害はない、さつき何か知事の意見を付するということもおっしゃっていましたが、それによってこの制度をより実効あらしめる、こういうお考えと確認させていただいてよろしいでしょうか。

○河野(博)政府委員 大臣の御答弁申し上げた内容は、仮定のことであるというふうにお断りの上で御答弁申し上げたように思いますけれども、仮に經由という仕組みをとるとした場合に、その事務の性格を整理して御説明をさせていただいたわけでございます。

ただし、この法案自身は、現在、政府提案という形で御提案申し上げているわけでございますので、また、具体的な修正提案をいただいているという、そういう提案があるという状況でもございませぬので、その点については大臣がこれからお考えになることではないかというふうに思っております。

ります。

○田端委員 つまり、經由というのは法定受託事務になるけれども、その他の意見を付すとか、あるいは情報を管理するとか、あるいは情報請求に際しての審査をするとかということは今の自治事務の範囲の中でいろいろできるから、その二つをかみ合わせて新しい方向を見出そう、こういうことで私は理解しておきたいと思っています。

最後に一点だけお伺いしたいと思いますが、データを国民にどういう形でフィードバックするかという意味において、インターネットを使うようにするというところでありますが、インターネットが有料なのか無料なのかということがはつきりしていないような気がいたします。つまり、インターネットを使っていただいてもたやすく、まあ無料なんだろうと思うんですが、おっしゃっている有料という意味がちょっとよくわからないんですが、どういうことになるのか、その辺を少しわかるように御説明願いたいと思います。

○河野(博)政府委員 御指摘のように、インターネットを通じて情報の開示請求ができるということを考えております。

お尋ねの手数料でございますけれども、政府提案の第十九条には「政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料を納付しなければならない。」という規定がございます。

この費用でございますけれども、インターネットによる情報開示に係る費用について、現時点で具体的にどの程度のものかとさういって答えをできるまでに詰まっておりますけれども、具体的な金額のあり方につきましては、データベースキエリティーの確保ですとか、あるいは手数料の徴収方法がどのような形になるのかとか、そういったことを検討した上で、今後政令の策定段階で算定をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

その算定根拠となる実費の考え方を申し上げますと、開示請求にかかわる直接的な経費として

は、例えば具体的には、開示用のデータベースの整備、維持管理や、データの改ざん等を防止するためのデータセキュリティ対策に要する費用などが考えられるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、手数料の額は、法律上明記しておりますように、コンピューターの使用料等の実費の範囲内として、可能な限り利用者の皆さんにとって利便性が高く、負担のかからないようなものにしていきたいというふうに考えております。

○田端委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○北橋委員長 大野由利子君。

○大野(由)委員 公明党・改革クラブの大野由利子でございます。

今の同僚議員の質問と若干重複するところがあるかと思いますが、都道府県の関与の問題、私も若干初めに質問させていただきたい、このように思います。

先日の委員会で、各委員また参考人からの、都道府県の関与が非常に低過ぎる、都道府県が、地方自治体ということもあるでしょうが、特に都道府県がもっと主体的に関与できるようにするべきだ、こういう御意見がたくさんあった、このように思います。

それで、通産大臣と環境庁長官、お二人にお伺いしたいんですが、化学物質の排出量、移動量を直接主務大臣にするのではなくて都道府県經由で国の方に報告をする、そういうシステムで何かまづいことがあるか、こういう不都合があるからさういふふうにするのができないかというものがあるかどうかが一点でございます。

もう一点は、この間の委員会でも種々出ましたけれども、都道府県經由の方が、市町村となると小さな町や村もございまして、市町村と無理もあるかと思いますが、都道府県を經由することにによって適切な助言や指導ができる。また、国へ直接報告するとすると報告率も低くなる、またその誤りをチェックすることも難しくなる。都道府県

が窓口で、その報告の中身について都道府県がいろいろ相談に乗ることも可能だけれども、直接に国となるとその辺がうんと薄められてしまうのではないかと、こういう御意見がございました。この二点について、大臣、長官の御意見を伺いたいと思います。

〔北橋委員長退席、古賀委員長着席〕

○与謝野国務大臣 前の質問者への答弁と若干ダブリますのでお許しをいただきたいと思っています。事業者からの届け出の徹底とその正確性の確保や中小企業への適切な指導を実現し、PRTRの円滑な実施を図るためには、都道府県を含めたさまざまな機関の協力を得ることが重要でございます。特に中小企業に關しましては、届け出に關するきめ細かな相談指導を行うべく、事業所管官庁、業界団体、関係中小企業団体等さまざまな機関の協力を得ることとしていますが、都道府県にも、中小企業に対するPRTR制度の周知徹底や普及啓発、排出量の届け出についての個別事業所に対するフォローアップといった重要な役割を期待しております。

また、国においては、既に保有している対象全事業所、全企業のリストや、今後実施することとしている届け出予定物質の取り扱い調査の結果等を活用して、個別事業所ごとに届け出の有無やその内容の真偽を検証することとしております。

さらに、届け出をしなかった場合や虚偽の届け出がなされた場合に科される罰則による抑止効果等が働くことにより、届け出及びその正確性の確保は十分に担保されるものと考えていることから、現行の政府案で特に不都合はない、そのように考えております。

○大野(由)委員 最初の質問はいかがでしようか、大臣。都道府県を經由するとまずいところがあるかどうか。

○与謝野国務大臣 本法案におけるPRTR制度では、届け出を全国統一的なルールで行い、集計の迅速かつ効率的な実施を確保するとともに、窓口として各事業における化学物質の取り扱いや工

業プロセスなどに関する専門家が必要となること、競争環境、技術状況等の最も精通した者が営業秘密を判断するのが適当であることから、届け出先を事業所管大臣としており、こうした体制が将来とも適当であると考えております。

ただ、先ほどの御質問者にお答えした後半の部分は、私、自治法との関係を詳しく述べさせていただきます。必要であればもう一度答弁をいたしますが、いかがいたしましょうか。

○真鍋国務大臣 大野先生の所属する公明党からは、ただいま都道府県経由というようなお話がございました。そしてまた、民主党の方からは、市町村単位でいかなるものだろうかという提案もございました。我が方としては、政府提案でございますので、もちろん先ほど来お話のあった意見を参考にさせていただきますけれども、現在提出しております政府案でもって答弁をさせていただきます。

P R T R 制度においては、事業者が把握した排出量等の収集や集計を迅速かつ効率的に実施するとともに、営業秘密の判断を含む届け出を全国統一的なルールで行うためには、国を直接の届け出先とする仕組みが適当である、こう考えております。

そしてまた、御指摘のような中小企業者に対する届け出指導や記載ミスの補正については、通商産業省とも協力しながら、事業所管大臣、都道府県、業界団体、関係中小企業団体等、さまざまな機関と連携をして、届け出に関する周知徹底、記載に関する指導を行い、届け出の確保に万全を期していきたいと考えておるところでございます。

○大野(由)委員 今通産大臣の御答弁を伺っております。都道府県を経由する、都道府県が窓口になると、都道府県にそういう化学物質に精通した専門家等が必要になってくるというふうなお話もあったかと思いますが、確かにそのとおりだと思うのですが、そうすることがこのP R T Rを有効ならしめる最大のことだと思っておりますので、私は、都道府県にそういう人がいないということ

であればこのP R T R法が本当に生きてこない、こう思いますので、ぜひ都道府県を経由していただきたい。

そして今、企業秘密のことについて、都道府県で判断が違ってくる困る、企業秘密のことに関しては主務大臣が必要があるんだというふうなお話もあったかと思いますが、それはそれで、都道府県で全く判断が割れることがないように、都道府県が主務官庁の意見を聞いて判断をするとか、場合によっては、企業秘密の分野に関しては国の方で判断をするとかいうようなことも可能ではないか。

いろいろな方法があるかと思いますが、いずれにいたしましても、都道府県を経由して、排出量、移動量の報告をそれから国に上げる、こういうふうな修正をすべきだ、このように要望をさせていただきまして、ぜひこの点につきまして御検討をお願いしたい、このように思います。

次の質問に行かせていただきます。

届け出事項の集計、この八条の五項に、主務大臣及び都道府県知事は、第二項の規定による通知があったときには、この通知に係る事項について集計するとともに、その結果を公表することができ、こういう項目がございます。都道府県知事が集計して公開が可能という、これは機関委任事務か自治事務か。さっきのお話もあったと思いますが、ちよつと確認させていただきたいと思っております。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

都道府県知事が環境庁長官及び通商産業大臣から通知を受けた事項の集計、公表の事務は、自治事務であると認識しております。

○大野(由)委員 今、自治事務だという御答弁がございました。そうであれば、自治体の判断と責任で積極的に情報公開をすることが可能、そしてインターネットで、地方によつては、その地方がどう判断するかかわらないわけですが、手数料を取らないで情報公開をするということもあり得る、こう解釈してよろしいわけですね。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

都道府県に通知された個別事業所のデータ公表方法につきましては、自治事務として都道府県知事の判断にゆだねられると考えられますが、政府としてはP R T R制度の趣旨について十分説明することとしておりまして、各自治体が本法案の趣旨を踏まえて、地域の化学物質管理施策や環境保全施策を実施するために活用していただけないかというふうに考えております。

今先生の御指摘の点の開示の手数料につきましては、都道府県知事による開示の手数料につきましても、情報公開条例等に基づく地方の独自の判断によることになると考えています。

○大野(由)委員 十条に政府案の開示請求の項目がございます。何人も、ファイル記録事項であつて当該主務大臣が保有するものの開示請求を行うことができるというところで、国民は、通産大臣、環境庁長官、その他の主務大臣に開示請求をすることができ、この開示請求が、はっきりしてはしていませんが、いろいろ、政令で開示請求がわかるのじゃないかというふうなことも言われているわけですね。最終は政令で決まるのでしようが、これは、これは都道府県を通して各事業所、個別事業所のデータをとりと、国に直接データをとるときと二つの方法があつて、そして手数料も変わってくる、二つの方法がある、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○岡田政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、もし仮に都道府県に通知された個別事業所のデータを都道府県知事の判断において公表するということになる場合には、自治事務というところでございますので、都道府県知事に係る開示の手数料についても、情報公開条例等に基づく地方の独自の判断によつてなされることになるのだからというふうに考えています。

○大野(由)委員 もう一回はっきり言っていたきたいのですが、私の質問は、二通りの方法があつて、その二つ、県に聞いたときと国に直接聞いたときで手数料の違いとか手続に差があるという

うことがあり得るわけですね。イエスカノー、はっきり簡単に言っていたきたいと思います。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

この私どもが提案しておりますところの法案におきましては、もともと国の仕組みとして物を考へておるものですから、先ほど先生御指摘の十条の規定はございません。

したがって、あとは、先生の御質問に先ほど来お答え申し上げておりますように、仮に都道府県知事がそういう御判断をされた場合には別途の御判断になるだろうということを申し上げておるわけでございます。

○大野(由)委員 何かすごく難しいのですが、イエスと。二つの方法があつて、そして値段が変わってくることもあり得るということですね。私は、そういうことはあり得ないのか、あり得るのかだけを聞きたいのです。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

地方自治団体の方でそういう判断をされた場合には、可能性としてはあり得ると思っております。

○大野(由)委員 わかりました。そういう法案、政府案になつていくということがよくわかりました。であるならば私はさらにまた、最初から地方自治体にもっと主体的に関与をしていただく、こういう法案であつていいんじゃないか、このように思っています。

それから、第二条に第一種指定化学物質、第二種指定化学物質が出てきます。第一種指定化学物質がP R T Rの対象になつて、第一種、第二種とともにM S D Sの対象になる。何が指定化学物質、一種なのか二種なのか、これは政令で定められるということですが、どういうふうにして政令で定められるか伺いたいと思っております。

○河野(博)政府委員 第一種指定化学物質の要件は、法第二条第二項にございまして、さまざまないわゆるハザードがあるような物質につきまして、それが「その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる」、

この除草剤につきましては、昭和四十年から四十六年までの期間に生産をされておりましたが、当時メーカーからの報告によりますと、2・4・5Tを含みます農薬製剤の総生産量、これは約五千三百トンでございます。そのうち、出荷された

総量は約四千六百トンとなっております。

また、製剤についての主な農薬メーカー別の出荷量につきましては、日産化学工業株式会社が約二千トン、石原産業株式会社が約二千三百トン、日本カーリット株式会社が約二百トンでございます。その他に東京フライングケミカル株式会社あるいは三井東洋化学株式会社におきましても数千トン程度の出荷があったとされております。

なお、農薬メーカー別あるいは製造工場別の生産量でございますとか、あるいはその出荷先の内訳というふうなことにしましては、当時の資料が存在しておりませんので不明でございます。

さらに、昭和四十六年に使用中止の措置をとった際に流通業者の方にごさしました在庫につきましては、これは農薬メーカーの方が回収をいたしまして、メーカーの在庫分とあわせてましてメーカーにおいて高温の焼却施設で処分をしたということでございます。そういうことで、現在、農薬メーカー及び流通業者で貯蔵しております2・4・5Tはないというふうに承知をしております。

以上でございます。

○吉井委員 今もお話ありましたように、五千三百トンのダイオキシンを除草剤を生産して、出荷が四千六百トンですから、七百トンがなくなったかということなんですが、その中で、林野庁が二千五百トンの埋め立てと、残りの七百トン、民間で流通する予定であった分については焼却処分ということをおもったわけですが、結局、これですべて六百五十八トンはどうなったのかと、非常に不明なものがあるわけですね。

パイロット事業で挙げたナンバー百七十五がまさにダイオキシン類であったわけですが、いよいよこの事業を始めようというところで進めるときには、実際にはこれがどういう経過をたどったのか、十分把握されていないというのが実態です。

林野庁がこのダイオキシンを含む除草剤の埋立処分をしたのが全国で五十四カ所、その中には、

八四年、八九年、九四年と五年ごとに調査して、ダイオキシンそのものである2・3・7・8TCDDが土壌中の暫定ガイドライン値の十倍倍という漏えいを検出した事例もあったことは、予算委員会でも既に御報告をいたしております。この調査は、五十四カ所中五十三カ所は八四年にやっただけで、その後は地方自治体が独自に調査した以外に全く調査されていないということもわかりました。つまり、この点でも、ある意味では自治体の関与の重要性というものが示されているなとも思ったわけです。

清掃工場から排出されるダイオキシンの排出量というものであれば、濃度測定と排出ガス量から算出するということになりませんが、2・4・5Tの方は生産量がわかっているものです。この製造、使用その他の取り扱い過程において変動する化学物質の量に基づき算出する排出量、移動量、事業者が購入した者の貯蔵量、取扱量というのデータというのは明らかに不十分で、過去のデータというだけでは、貯蔵しない焼却処分したというものがあつた、貯蔵しないで焼却処分したというものがあつた、というふうな処分仕方と、どこでどう処分したかという情報も今日では十分あるわけじゃありません。

つまり、私は、問題になってから把握しようとしてもなかなか把握はできないというのが、こういうところにもあらわれていると思うんですが、そこで環境庁長官に伺っておきたいんですが、これは、過去のことでわからなくなっても仕方がないという問題じゃないかと思うんですね。このことから大事な教訓があると思うんですね。つまり、今PRT法をつくるに当たって、排出量、移動量、貯蔵量、取扱量のすべてがきちんと報告されて記録されることによって、将来にわたって環境の保全上の支障を未然に防止する効果が出てくるようにする、そのことがやはり今大事なことに

○真鍋国務大臣 先生が御指摘の問題点につきましては、境庁長官の考えを伺っておきたいと思っております。

しては、御存じのように、既存のいろいろな取り締まりや法案があるわけでありまして、

今回のPRTR制度は、化学物質の環境への排出量を把握するものでございまして、これを実施することによって化学物質の環境への排出の状況の全貌を明らかにすることができると私は考えております。

しかしながら、化学物質の生産量とか取扱量とか貯蔵量等については、諸外国の制度においても対象となっていないように、PRTRの目的から見ても把握する必要があるものではないかと考えておるわけでありまして、その他の法案で賄っているのじゃないだろうか、こう考えております。

○吉井委員 その他の法案との組み合わせによってもつかみ切れていなかったというのが事実としてあるわけでありまして、私は、やはり全段階できちっと、それはおっしゃるようになりますが、法律等の組み合わせによってもいいんですけれども、しかし、少なくともPRTRというものを考えたときには、きちっとすべてがつかまえられるようにするということが大前提だということに言わなきゃならぬと思うんですね。

生殖毒性が問題になっている化学物質であつても、相当程度因果関係が明らかになっていないと、損なうおそれがあると思ふことにはなつてこない。しかし、損なうおそれの疑いのあるものでは指定化学物質にされないとすると、将来、仮に生殖毒性が明らかになって、被害も生じた、今の例のように生産停止も命じた、しかし過去に生産したものがどれだけの排出量、移動量、貯蔵量、取扱量であつたかわからないということでは、今の2・4・5T除草剤の場合と同じ問題をやはり生じてしまうというふうに思ふんですね。

しかも、それが実際に貯蔵しておつたところで漏えいしたという問題もあつて、これは予算委員会でも報告を受けているんですね。そこで、環境庁長官に引き続いて伺っておきたいんですが、そういうことにならないようにするために、全段階での量的把握、量的管理という

考え方はやはり大事じゃないか。そういう立場で物を組み立てていくといいますが、考えていくということが大事じゃないかと思うんですが、この点についても大臣の考えを伺っておきたいと思ふいます。

○岡田政府委員 先ほど大臣が御答弁申し上げたことと同じことを繰り返すことにはなりますので、私の方から申し上げますが、大変恐縮ですが、PRTR制度そのものは何かというところまで戻る議論だろうと思ふいます。

PRTRそのものは、あくまで環境中への排出あるいは移動量を登録する、それと、トータルを集計して公表して、みんなの財産として、それをどういうふうな活用していくかということをもみなで考えながらいくという仕組みでございますので、そこにおいて、今先生御指摘の点まで全部のものをこのPRTR制度の中に掲げて、そこまでの登録をさせるというのは、この制度を新たに導入する局面、あるいはPRTR制度そのものの性格等からいって、事業者の負担も多くなるし、法案の性格からいって、はみ出るものだろうというふうに思っております。

○吉井委員 事業者の負担という心配よりも、大事なことは、やはり、今の事例のようなことが起こらないようにするというのが一番のポイントであつて、全量管理をやつておきますと、相互に排出量、移動量のチェックも、報告した数字がきちっと根拠があるか、合理性があるかということの相互のチェックもできるんです。私は、そういう点では、全段階での量的把握・管理というものは極めて重要な非常に大事な問題だと思ふいますから、やはりそういう方向へ発想を切りかえていくということが必要だということを申し上げておきたいと思ふいます。

次に、過去の事例についても環境庁に少し伺っておきたいんですが、例えば一八八五年に愛媛県の別子銅山からの亜硫酸ガスによる被害が発生したわけですが、国が硫酸酸化物に係る環境基準を閣議決定したのは六九年二月のこと、一九六一

年ごろから四日市でぜんそく患者が多発して、六七年に四日市公害訴訟が起こされてからのことでありました。つまり、八十四年後に初めて因果関係を認めて規制基準がつくられた。裁判での原告勝利というのはさらに後のことになりました。

やはり、原因は、因果関係が認められるということになるまでは随分時間がかかっていたというの、この事例に見ることのできる事実ではないかと思うのですが、これについても環境庁に伺っておきたいと思っています。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。

私も直接所掌している事例で、一つ、水俣病あるいはイタイイタイ病のようなケースで具体的に申し上げたいと思います。

水俣病につきましては、昭和三十一年五月に患者発生が報告があり、その後、ある種の有機水銀化合物が原因との厚生省食品衛生調査会答申が出るまでに約三年、チッソ水俣工場の排水中のメチル水銀化合物が原因との政府統一見解がでるまでに約十二年かかっております。

イタイイタイ病の例で申しますと、昭和三十年十月に原因不明の奇病として学会発表がなされまして、その後、三井金属鉱業神岡鉱業所の排出したカドミウムが原因との厚生省見解が出るまでに約十三年かかっております。こんな状況にございます。

○吉井委員 私が最初に伺った例のように、亜硫酸ガスについては八十四年という年数がかかっているのです。

今おっしゃったのが、私は、もう少し長い時間かかっているのがイタイイタイ病の問題だと思えます。富山県神通川で奇病が発生したとされるのは、一九二三年ですね。厚生省が、この原因は三井金属鉱業神岡鉱業所のカドミウムであるとしたのは、一九六八年の三月に訴訟が起こされてから二カ月後の、同年五月のこと。ですから、実に被害発生から四十六年後のことなんです。水俣病の一番最初の患者の方が発生したのは一九五三年十二月で、一九五九年七月に熊本大学の

研究班が水俣奇病の原因は有機水銀だと発表したのですが、その後、一九六四年になってからも新たに新潟県阿賀野川沿岸で水俣病患者が発生し、一九六七年四月に科学技術庁が汚染源は不明だという見解の原案を示すなど混乱があった末、政府が二つの水俣病の原因をメチル水銀によるものと見解を発表したのは一九六八年九月、つまり十五年後のことでした。

ですから、環境庁長官に伺っておきたいのですが、規制という場合でいきますと、因果関係が確定しないと、かなりそこがはっきりしないと規制しないということがあったわけですね。あるいは、指定化学物質としての報告をさせて公表するということが因果関係の確定までやらないということになると、これは、因果関係の証明までに多数の人命が失われたり健康を損ねる人々が生じてしまふというの、亜硫酸ガスの問題であれカドミウムの問題であれ有機水銀の問題であれ、我々が経験してきた事実じゃないかと思うのです。

ですから、我々は、法律の仕組みを考えていくときに、やはりそのことをきちっと踏まえて取り組むということが必要だと思ふのですが、長官の考えを伺っておきたいと思ふのです。

○眞鍋国務大臣 因果関係については、先生御指摘のようなことが考えられると思うわけでありま

す。PRTTRの対象物質の選定に当たっては、人の健康を損なう等のおそれがある物質を幅広くとらえることとしております。このような考え方に基きまして環境庁が行ったパイロット事業の結果等を踏まえれば、約二百から三百という数多くの物質を対象とできるのではないかと考えており、御指摘のような限定的なものとは考えていないわけでありま

す。先生の御意見は、貴重な意見としてお聞かせいただきたいと思ふのです。

○吉井委員 発がん性など健康を損なうおそれの疑いが問題とされるようになってから因果関係の解明までの時間というのは、これは発がん性の問

題だけではありませんが、ぜんそくであれ、さまざまな健康を損なうおそれの疑いが問題になってからのことですが、今も言いましたように、SO_xで八十四年、カドミウムで四十六年、水俣病で十五年。

ですから、規制を行うという場合には確かに、規制対象物質、化学物質と健康被害の因果関係が明確にされてから規制基準を設けるというやり方が必要であるということをやつてこられた。これはこれまでのやり方だったと思うのですが、PRTTR法の場合は、化学物質の排出や移動などの状況を公開して、おそれや、おそれの疑いのあるものについては市民の判断で選択して近づかないようにすることもできるし、あるいは、事業者が世論の批判にさらされることで実質的な規制の効果が生まれる。つまり、事業者からすれば、自主的に化学物質の不必要な使用や利用を削減する力を生み出す。そのことが非常に大事なことだと思うのです。

その点では、大臣もそういう立場でこの法律を考えてこられたと。もともとPRTTRというのはそういう考えから始まるものだから。そうすると、やはり健康を損なうおそれの疑いが問題になる、そういう化学物質についても、きちんと対象に加えることを検討して臨む、そのことが必要じゃないかと思うのですが、これも大臣に伺っておきたいと思ふのです。

○眞鍋国務大臣 水俣病にしても、イタイイタイ病にいたしましても、その原因を究明する時代的な背景があったと思うわけでありま

す。今日になれば、PRTTRのような法案を作成しましてその規制を図っていくことが可能になったわけでありまして、私も、水俣病水銀禍にかかわる罹病した方々に、本当にお気の毒だったと思う気持ちでいっぱいでありま

す。またそういうことがないように対応していかなければならないわけでありま

すけれども、現実的に申しましても、各種法案もござい

ます。例えば、環境また、未解明の分野もござい

ます。例えば、環境また、未解明の分野もござい

ます。例えば、環境また、未解明の分野もござい

ます。例えば、環境また、未解明の分野もござい

ます。例えば、環境また、未解明の分野もござい

ます。例えば、環境また、未解明の分野もござい

ます。例えば、環境また、未解明の分野もござい

ます。例えば、環境また、未解明の分野もござい

ます。例えば、環境また、未解明の分野もござい

ます。例えば、環境また、未解明の分野もござい

しては、種々さまざまである、こう思っておるわけでありませう。

例えば、環境ホルモンと位置づけましても、これがどういふ種類のものであるか。御案内のように昨年も京都におきまして世界の環境ホルモン会議を開きました。そのときにも、専門家の意見もいろいろありまして、相対立するような意見にもなつたわけでありませう。今年も神戸において世界環境ホルモン会議を開催いたしますけれども、世界の知見を集めてということにも一つはなつてくるんじゃないかと私は思つておるわけでありませう。

また、国内におきましても、いろいろな審議会や知見者の意見もいただきながら問題を整理していかなければ、疑わしいからということに数に限界を設けなければ、それは何十万個以上の数になつてくるんじゃないかと私は思つておるわけでありまして、そんな点を慎重に考えながら、なお迅速にやつていきたい、こう思つておるところであります。

○吉井委員 おそれの疑いあるものでも全部取り込んでとなつて、余りにも膨大になるとかえつてわけがわからなくなるといいますか、不便ということもあります。当然、そこはよく研究、検討もしなければいけない分野もあろうかと思ひますが、しかし、少なくとも健康を損なうおそれの疑いのある段階から指定化学物質に加えていくということ、検討する対象にやはり考えるべきだということをおし上げておきたいと思ひます。

次に、法案第六条で、営業の秘密とは、情報秘密として管理されている生産方法、事業活動に有用な技術上の情報で公然と知られていないものに該当するものとなつています。これではいかようにも解釈されて、実質的に公表されないことにもつながりかねないわけですね。

アメリカでは企業秘密を認めています、それでも数万件のうちの十数件しか秘密扱いのものはない。市民団体の方が調べられたものでは、九五年で七万三千三百一十一件の報告中、十三件のみ秘密扱いであつた、圧倒的に公表されているというのも紹介されております。

私は、こういう圧倒的多数を公開しているアメリカの秘密の基準というものはどういふものかというところ、あわせて、日本が営業の秘密についてもアメリカ並みの公表を行う、そこでどういふものを考えていくかということについて、まず環境庁の考え方というものを聞いておきたいと思ひます。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。営業秘密につきましては、不正競争防止法に倣ひまして、法案第六条第一項に規定されました秘密性、有用性、非公知性の三要件に照らしまして、事業所管大臣によつて、そのすべてに該当するか否かについて判断をされることとなります。なお、事業所管大臣は、当然のことながら、企業を取り巻く競争環境であるとか技術状況等を熟知しているとともに、本制度において第三者的立場にある行政機関でございまして、PRTTR制度が何であるかということ、それから、再三御答弁で申し上げておりますように、これは環境庁と通産省が責任を持つてつくる仕組みであります。関係省庁みんな協力してもらつたということを取り組みを進めておりますので、こうした趣旨に沿つて審査をしてもらえるものと確信しております。

○吉井委員 時間が参りましたので最後の質問をして終わりたいと思ひますが、この営業の秘密というもので、今基準をおしやつたわけだが、その基準に照らして公開、非公開を決めるという方の、後段の問題ですね。私は、これは、特定化学物質情報公開審査会のような透明性や公正な判断の保障されること、この判断を聞いて環境庁長官が決めるということにしておかないと、薬害エイズの情報公開を拒否した厚生省の例を見ても、所管官庁の判断では国民の信頼は得られないと思ひます。

大体、今、天下りが多い時代ですが、天下りというのは汚職の先物取引と同じなんです。官僚と業界との関係からして、公正、客観的判断が下されるというふうには国民の皆さんは信じてはいらつたらない。だから、アメリカでは環境省がこれはやつておりまして、所管官庁じゃないわけですね。私は、この点で最後にもう一問環境庁長官に、やはりそういう公開を審査するところを設けて、環境庁が基準に照らして判断する、そういうふうにするべきだと思ふんですが、この点について大臣の見解を伺つて、時間が参りましたので終わりにしたいと思います。

○眞鍋国務大臣 先生の御趣旨に沿つた対応ができれば、こう考えております。

○吉井委員 終わります。

○古賀委員長 中川智子君。

○中川智子委員 社会民主党・市民連合の中川智子です。きょうも座つたままでの質問をお許しいただきたいと思ひます。

きょうはすべて環境庁長官にお伺ひしたいんですが、まず最初に、地方公共団体、社民党案でもこれを一つの大きな柱にしておりますけれども、私自身は、地方公共団体を制度運営の基本にすべしという思いを持っております。

今回のPRTTR法は、制度運営の基本をどこに置くかというのは非常に大事だと考えております。政府案では、事業者との関係で、制度運営は国、そして具体的には業所管官庁となつていますが、環境庁長官は事業者との関係では主務大臣を介してしか向き合つていません。ここが私は、大きな不安を抱く、大きな制度的な問題点だと思つています。

今、地方公共団体は、環境法規ですとか公害防止協定などさまざまな手段を持つて、地域にある工場や事業場の様子というのをとてもよく把握しています。そしてまた地方公共団体は、環境汚染の問題に関しては、このところさまざまな問題があちこちの地域で起こつていますので、専門のセクションなり人員というのを配置して、そして縦割りをできるだけやめて、一つの環境のセクショ

ンで日常的に地元の工場や事業場単位での接触とかがあつたというふうな面には聞いておりますし、私自身もそのような面には何度か遭つたことがあります。地域の化学物質情報収集や真実度の担保をすることにございまして、国がデータを収集するよりも効率的かつ適正に地方公共団体は行う力を持っていますし、また、これからはそのように育つていかなければいけないというふうに思ひます。にもかかわらず、政府案は、地方公共団体を事業者の届け出先として適当でないと判断されているようですが、環境庁長官、地方公共団体が届け出先として適当でないとした具体的な理由をぜひともお教えいただきたいと思ひます。

○眞鍋国務大臣 先生から、きょうは環境庁長官に全御質問をということ、ありがたい御指名を受けたわけでありませうけれども、私の知見だけでは十分答えられない点も出てくるのじゃないかと思ひますので、私の答えられる範囲内で答弁をさせていただきます。ただいま御指摘を受けました、地方自治団体に対する思いやりということで、地方分権体制を整えなきゃならないというのは先生の御意見からも拝聴できたわけでありませう。

しかし、事によりけりでございまして、問題処理を行つていく場合に、やはり今回のようなPRTTR法案のように、情報公開をやろうという大義でもつて事を進めていくわけでありませうから、地方にありましては、情報を収集しやすいけれども、果たしてそれを公開して企業に大きな打撃を与えないだろうかという点も配慮しなければならなかつたと思つておるわけでありませう。それがためにということ、企業秘密の分野につきましては、主務大臣ということでそれを担当させていただいておるわけでありまして、そういう点の考慮も必要じゃないだろうかと思ひます。

いずれにしても、将来にわたつては地方分権時代にふさわしい体制をつくらなければなりませんけれども、現時点においては、PRTTR法案において、ぜひ中央主導でやつてほしいというのが大

方の意見であるように私は考えられまして、今回の措置になったわけでありまして。

○中川(智)委員 企業の打撃というふうに今長官おっしゃいましたが、そうではなくて、やはり環境の汚染を未然に防止する、そして、国民自身が安心を持って、その情報をきっちりとしたスリムな形で得ることができるといことで、私は、地方公共団体を制度運営の根幹にすべきだ、届け出先として地方公共団体ということ強く申し添えて、次の質問に移ります。

今との関連いたしますけれども、政府案では、企業からの届け出は業所管大臣が行って、環境庁長官は所管大臣からデータが送られてくる、このような仕組みになっています。

私たちの社民党案では、法律に基づいて全国一律のルールをつくって、地元の事情によく通じた地方公共団体にまず企業が届け出をして、それを環境庁長官に送るといふようなシステムでお出しいたしました。

両案とも、環境庁長官がデータ集計を行うことについて、間接的ではあるんですけども、そのところの違いはないんですが、環境庁長官にぜひともお尋ねしたいのは、長官は、企業の届け出を業所管大臣が受け付けるのと地方公共団体が受け付けるのでは、データの集計を行うに当たって具体的にどのような違いがあるとお考えですか。データの収集をきっちり行うに当たって、業所管大臣がやって環境庁に送られるのと、地方公共団体がやって環境庁の方に送られるということ、データ集計で大きな差があるとお思いですか。どのような差があるとお考えかということ伺いたいと思います。

○真鍋国務大臣 事業所管大臣は、企業を取り巻く競争環境や技術状況等を熟知していることと、全国統一の判断を行うことができることから、本法案に基づくPRTTRの届け出にかかわる営業秘密の判断を行う主体として適当である、こう考えておるわけでありまして。また、PRTTRの届け出を全国統一のルールで行って、集計の迅速か

つ効率的な実施を確保するためには、届け出先が国であるということが私は妥当なことじゃないだろうかと思っております。

一方、届け出先を地方自治体にするのは、全国統一の営業秘密の判断を確保し切れない点があるということ、また二番目には、すべての自治体が専門的な知見を持ち合わせているとは限らないという点であります。国との大きな違いは考えられませんが、そのような理由で事の処理に当たったということでございます。

○中川(智)委員 大きな違いがないというふうにおっしゃったことは、やはり将来的に地方が力をつけていくことは、そのときはというふうな御答弁のようには伺いましたが、力をつけていくためには、スタート時点からそのようにすべきだと思っております。

そして、企業秘密はもうちょっと後に質問したいんですけども、後といつてもあと五分しかなくならしたので、今との関連して諸外国のことをちょっと長官に伺います。

国が所管するにしても、私は、業所管大臣ではなくて環境庁に、環境庁長官が所管すべき、環境庁が所管すべきであるということを一貫して述べております。

PRTTR制度について、OECD諸国のことで伺いますけれども、欧米諸国で、国が制度運営をしているとしても、すべてそれは環境庁ではないかと思うんですね、諸外国ではそれがどうなっているか、諸外国で、国が主管である場合、それはどの省でやっているところが多いかということとを教えてくださいたいと思います。そして、欧米諸国で国が制度運営をしているとしても、我が国において地方公共団体を排除する理由にはならないというふうに考えるんですが、その二点について質問したいと思います。

○岡田政府委員 お答え申し上げます。PRTTR制度を実施している国について見ますと、PRTTR制度の届け出先を事業所管大臣としている国は見られないように思います。ただ、国

の組織及び政府の構成する行政庁の名称や役割分担というのは国によってさまざまでございますので、我が国におけるPRTTR制度は、我が国の実情にふさわしいものとすべきものだということ、御提案申し上げております。

それからまた、実際問題としては、環境庁長官は、事業所管大臣に對しまして、営業秘密の扱い等につきましての説明も求められる条項も設けておりますので、環境行政上これで支障があるということはもちろんございません。

○中川(智)委員 企業秘密のことに質問を移したいと思いますが、やはり御答弁を一貫してずっと流れの中で伺っていますと、何しろ企業秘密に対してどうするかというところにとっても心が行っているような、今回のPRTTRの中でなぜそんなに企業秘密というところに重きを置かれるのかというのがどうも理解できません。

業所管大臣というのは、業所管庁が企業秘密なり企業の事情をよくわかつていっているというのは、それはよくわかります。そうだと思います。でも、それだからこそ、第三者的な公正さを担保すること、そのことが大事だということと諸外国においても環境庁がそれをやっていると思うんですね。やはり、検察と裁判所が同じ屋根の中にあるようなPRTTR制度では、私たち自身が待っていたものにならないと思います。

そこで、環境庁長官に伺いますけれども、秘密事項の判断を業所管大臣が行うということの中で、制度的な公正さの担保から、ぜひとも環境庁長官が判断すべきだと思いますが、環境庁長官、業所管大臣じゃなくて環境庁はきっちりそれができるといふ自信はありますか。お願いします。

○真鍋国務大臣 先生御承知のように、今回の法案は、OECDから勧告を受けて、日本で初めて取り組んだ法案であるわけでありまして。そこで、いろいろな問題が出てくるわけでありましてけれども、最初からこれありきというように限定的なもの、私は難しいと思うわけでありまして。そこ

で、今回の法案処理というのは事業所轄省を政府という形に取り上げたわけでありまして。そこで環境庁がイニシアチブをとってやっていくということでありまして、環境庁に一括した形のものを今すぐ設置するということに対しては、私は少々の不安もあると思うわけでありまして。

環境庁長官がすべてを把握しているかと言われれば、大臣もオールマイティーではございませんので、皆さんの協力を得ながら勉強してその体制をつくっていくことじゃないか、こう思っております。

○中川(智)委員 大臣、やはりOECDの勧告の中にも、そして先ほどの政府委員の方の答弁の中にも、諸外国でも環境庁だ。そして、日本はそれにおかれて今回のPRTTR制度をつくるわけですね。ですから、やはり環境庁長官が、今は不安というふうにおっしゃいましたけれども、やるべしという決意、それを聞かせていただきたいんです。

○真鍋国務大臣 決意といえは、これは何としてやっていくかという気持ちでいっぱいでありまして。ただ、今日まで培ってきた日本の行政的な役割というところもかんがみまして、それを一刀両断に処理するというのも難しいわけでありまして。お互いが相協力しながらそういう方向性を見出していきたくと思っております。環境庁としましては、先生御指摘をいただいたように、また御激励をいただいたような点につきましては、しかと取り組んでまいりたいと思っております。

○中川(智)委員 時間になりましたけれども、済みません、短くて結構ですが、最後に、公表ですが、情報公開はいわゆる情報開示権といふことで成立いたしました。でも、その後でできるこのPRTTRは、いわゆる開示要求されてデータ公表ではなくて、きっちり最初から公表する、データは公表ということ、アクセスしやすい形でスタート時点からやるべきだと思えます。個別事業所のデータもしっかりと公表という

姿勢で臨んでいくべきだと思いますが、長官はいかがお考えでしょうか。政治家としての御意見、御見解をぜひともお願いいたします。

○真鍋国務大臣 公開は大原則でありまして、先ほど来企業秘密というような点についておしかりも受けたわけでありませうけれども、これは、最初からなじみなければこの法案というものが執行できないわけでありまして、そういう点においては、不安感を払拭するという意味合いにおいてもそういうものを提示したわけでありませう。

諸外国の例をとってみましても、企業秘密という分野は非常に少のうございます。少ないけれども、そのものが管理できておるといことが日本企業にとつては必要なことじゃないだろうかと思ふわけでありまして、その不安を払拭しながら、この情報公開は、できるだけ企業、国民、そしてまた政府関係の協力を得てなしていききたい、こう思っておりますのであります。

○中川(智)委員 時間になりました。

ぜひともこれは、企業と市民、国民が対立するような形じゃなくて、一緒に、事業者、そして地方公共団体、国民がしっかりと信頼関係を築いていく第一歩にしたいと思ひますので、このままの中身ですと対立関係を生む、このことをしっかりと強調して、質問を終わります。

ありがとうございます。

○古賀委員長 以上で本連合審査会は終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後零時十四分散会

平成十一年六月十五日印刷

平成十一年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D